

産業社会と知的財産〔下〕

大阪工業大学 知的財産学部

教授 大塚 理彦

講義：平成 27 年 4 月 10 日～平成 27 年 7 月 24 日

第一版：平成 26 年 7 月 18 日

第二版：平成 27 年 3 月 23 日

はしがき

知的財産学部1年次における「産業社会と知的財産」の講義を念頭において作成した。

平成26年7月18日

大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第二版はしがき

特別講義を追加し、学生によるプレゼンを廃止した。各回の先頭に学修のポイントをおいた。重要事項と引用部分を枠で囲むことにより明確化した。レジュメ本体と小テストを分離した。

第3回について、「立体商標」「新しいタイプの商標」に関する説明を追加し、「コーポレート・アイデンティティ」「ブランド」「具体例」に関する説明を削除した。

第4回について、「表現性」「創造性」「学芸性」「応用美術」「著作権の主体」「引用」に関する説明を追加し、「スターデジオリ 事件」「私的録音録画補償金」「インターネットの普及」「クリエイティブ・コモンズ」に関する説明を削除した。

第5回について、第11回の内容を第5回に移動し、第5回の内容のうち「知的財産制度」から「学説」を削除し、「プロパテント政策」から「米国」「日本」を削除し、「科学と技術」「技術と経済・経営」を削除した。

第10回について、「私見」を追加し、「発明届出書・発明提案書」「特許調査(技術動向調査)」に関する説明を削除した。

第14回について、第12回の内容を第14回に移動し、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」に関する説明を追加し、「最後の最後に」を削除した。

平成27年3月23日

大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

目次

はしがき	i
第二版はしがき	i
目次	ii
8. 日本における特許制度の歴史	1
8-1. 知的財産制度の創設	2
8-1-1. 専売略規則	2
8-1-2. 専売特許条例	3
8-1-3. 不平等条約と特許条例	7
8-1-4. その他の制度	8
8-1-5. 著作権法	8
8-1-6. 実用新案法	9
8-2. 世界の情勢	11
8-3. 日本の十大発明家	13
9. 現代日本の経済発展と特許	18
9-1. 戦後の復興	19
9-2. 技術導入	22
9-2-1. 制度	22
9-2-2. 実績	22
9-2-3. ナイロン	24
9-2-4. トランジスタ	24
9-3. 高度成長	25
9-3-1. 電気炊飯器	25
9-3-2. インスタントラーメン	25
9-3-3. 家庭用ビデオテープレコーダー(VTR)	26
9-3-4. 自動改札機	27
9-3-5. レトルト食品	28
9-3-6. 携帯音楽プレーヤー	29
9-3-7. GPS カーナビゲーションシステム	30
9-3-8. デジタルカメラ	30
10. 技術開発と特許出願	31
10-1. 統計情報	32
10-1-1. 特許出願件数	32
10-1-2. 特許出願人	33
10-2. 発明から特許出願まで	37
10-2-1. 特許を受けることができる発明	37
10-2-4. 特許調査(特許出願前調査)	39
10-3. 特許出願	40
10-3-1. 願書	41
10-3-2. 特許請求の範囲	41
10-3-3. 明細書	42
10-3-4. 図面	43
10-3-5. 要約書	44
10-4. 特許出願から特許取得まで	45
10-4-1. 出願公開	46

10-4-2.	審査請求	50
10-5.	拒絶理由の通知	50
10-5-1.	拒絶理由の通知	50
10-5-2.	拒絶理由通知書	51
10-5-3.	引用文献 1	54
10-6.	応答	55
10-6-1.	意見書	56
10-6-2.	補正書	60
10-6-3.	私見	61
10-7.	特許をすべき旨の査定	62
10-7-1.	特許査定	62
10-7-2.	特許証	63
10-7-3.	特許公報	64
11.	特別講義(1)	68
12.	特別講義(2)	69
13.	特別講義(3)	70
14.	知的財産の国際的動き	71
14-1.	パリ条約	72
14-2.	特許協力条約(PCT)	74
14-3.	マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)	76
14-4.	ハーグ協定のジュネーブ改正協定	79
14-4.	著作権関係条約	81
14-5.	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs 協定)	83
14-6.	知的財産に関する南北問題	85
14-6-1.	医薬品	85
14-6-2.	遺伝資源と伝統的知識	86
14-6-3.	フォークロア	86
14-7.	模倣品・海賊版問題	87
14-7-1.	国内	87
14-7-2.	海外	90
14-7-3.	偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)	93
15.	知的財産法の体系と学部で学ぶべきポイント	94
15-1.	パブリシティ権	95
15-1-1.	著名人	95
15-1-2.	物	97
15-2.	種苗法	98
15-3.	半導体集積回路の回路配置に関する法律	100
15-4.	知的財産法の体系	101
15-5.	学部で学ぶべきポイント	105
15-6.	最後に	106
A.	付録	109
A-1.	法令の調べ方(一例)	110
A-2.	特許公報の調べ方(一例)	112
A-3.	裁判例の調べ方(一例)	114

8. 日本における特許制度の歴史

学修のポイント

特許制度の歴史を学ぶ。

日本

- 1871 年：専売略規則
- 1884 年：商標条例
- 1885 年：専売特許条例
- 1888 年：意匠条例
- 1899 年：著作権法
- 1905 年：実用新案法

世界の情勢

1883 年：パリ条約

パリ条約の三原則

- ①内国民待遇の原則
- ②優先権制度(特許の優先期間は 12 ヶ月、意匠・商標の優先期間は 6 ヶ月)
- ③特許独立の原則

日本の十大発明家

- ①豊田佐吉 (1867 年～1930 年) 木製人力織機
- ②御木本幸吉 (1858 年～1954 年) 養殖真珠
- ③高峰譲吉 (1854 年～1922 年) アドレナリン
- ④池田菊苗 (1864 年～1936 年) グルタミン酸ナトリウム
- ⑤鈴木梅太郎 (1874 年～1943 年) ビタミン B1
- ⑥杉本京太 (1882 年～1972 年) 邦文タイプライター
- ⑦本多光太郎 (1870 年～1954 年) KS 鋼
- ⑧八木秀次 (1886 年～1976 年) 八木アンテナ
- ⑨丹羽保次郎 (1893 年～1975 年) 写真電送方式
- ⑩三島徳七 (1893 年～1975 年) MK 磁石鋼

8-1. 知的財産制度の創設

8-1-1. 専売略規則

福沢諭吉『西洋事情』(1867年)、天賦人權説
神田孝平(かんだ たかひら)「褒功私説」西洋雑誌(1868年)、産業政策説
褒賞を与えるのではなく、有限期間の独占権による発明者の自助努力を期待



図 1 福沢諭吉(1835年～1901年)、神田孝平(1830年～1898年)

「世に新発明のことあらば、これによりて人間の洪益(こうえき)をなすことをあげていふべからず。ゆえに有益の物を発見したる者へは、官府より国法をもって若干の時限をさだめ、その間は発明によりて得るところの利潤をひとりその発明者に付与し、もって人心を鼓舞する一助となせり。これを発明の免許(パテント)と名づく。」(福沢諭吉『西洋事情』)

これもインセンティブ論ということができるであろう。

1870年：発明品専売司法(長崎)、発明品奨励制度(京都)、発明品専売許可制度(東京)

1871年：専売略規則

願書(明細書と絵図を添付)

世用有益の品で世間に流布していないこと

1等：15年、2等：10年、3等：7年

一年という短い期間で執行停止(技術水準の低さ、審査体制未確立)

鉄製で絶対に減らない下駄

1877年：第1回内国勸業博覧会

臥雲辰致(がうん ときむね)は、独自の紡績機を出品し賞を受けるものの、模倣品の濫発により貧困を極めた。

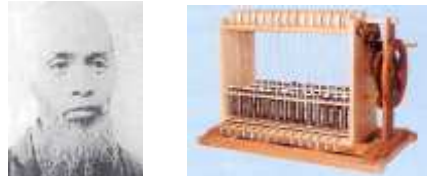


図2 臥雲辰致(1842年～1900年)とガラ紡績機(レプリカ)



図3 長野県平民臥雲辰致へ褒章授与ノ件¹

外国製品を対象とするものも含め模倣品、粗悪品が蔓延

8-1-2. 専売特許条例

前田正名(まえだ まさな)

農商務大書記官。国内産業の実態を調査し『興業意見』にまとめる。

高橋是清(たかはし これきよ)

初代特許局局長。日銀総裁、大蔵大臣、総理大臣。二・二六事件²にて暗殺。

¹ 公文書に見る発明のチカラ(国立公文書館)。

<http://www.archives.go.jp/exhibition/digital/hatsumei/index.html>

² 二・二六事件(にいにいにくじけん)は、1936年(昭和11年)2月26日から2月29日にかけて、日本の陸軍皇道派の影響を受けた青年将校らが1483名の兵を率い、「昭和維新断行・尊皇討奸」を掲げて起こしたクーデター未遂事件である。…大蔵大臣(元総理)高橋是清は陸軍省所管予算の削減を図っていたために恨みを買っており、襲撃の対象となる。(Wiki)



図 4 前田正名(1850年～1921年)、高橋是清(1854年～1936年)

1885年：専売特許条例³

有益な事物の発明(ただし、医薬の発明でないこと)

公知公用でないこと

審査主義

存続期間 15年

専売特許条例の重要な特徴：欧州の実情を学んだことによる成果

①利用発明の強制実施制度(9条)

②不実施による取消制度(15条)

専売特許条例

第1条 有益ノ事物ヲ発明シテ之ヲ専売セント欲スル者ハ農商務卿ニ願出其特許ヲ受クヘシ 農商務卿ハ其専売ヲ特許スヘキモノト認ムルトキハ**専売特許ヲ下付スヘシ**

第2条 専売特許ヲ願出ルニハ其願書ニ発明ノ明細書並必要ノ図面ヲ添フヘシ但時宜ニ依リ其現品又ハ雛形ヲ差出サシムルコトアルヘシ

第3条 専売特許ノ年限ハ専売特許証ノ日附ヨリ起算シ**十五年**ヲ超ユルコトヲ得ス

第4条 左ノ諸項ニ触ルルモノハ専売特許ヲ願出ルコトヲ得ス

一、他人ノ既ニ発明シタルモノ 但他人ヨリ譲受ケタルモノハ此限ニアラス

二、専売特許願出以前公ニ用ヒラレ又ハ公ニ知ラレタルモノ

三、治安、風俗、健康ヲ害スヘキモノ

四、医薬

第8条 専売人其発明ヲ改良シタルトキハ追加専売特許ヲ願出ルコトヲ得但追加特許ハ原専売特許ノ年限ヲ超ユルコトヲ得ス

第9条 専売人ノ発明ヲ改良シテ専売特許ヲ得ント欲スル者ハ専売人ノ承諾ヲ経ヘシ

2 専売人其承諾ヲ拒ミ農商務卿ニ於テ改良ニ妨アリト認ムルトキハ其発明ヲ改良ノ部分ト合セテ使用スルノ特許ヲ改良者ニ与フルコトアルヘシ

3 前項ノ場合ニ於テハ農商務卿ニ於テ相当ト認ムル報酬金ヲ改良者ヨリ専売人ニ与ヘシムヘシ

第15条 左ノ場合ニ於テハ専売ノ権ヲ失フ

一、専売特許証ノ日附ヨリ二年ヲ経テ其発明ヲ実施公行セス又ハ事故ヲ届出スシテ二年間之ヲ中止シタルトキ

二、専売特許ノ発明品ヲ外国ヨリ輸入シテ之ヲ販売シタルトキ

「専売特許ヲ下付スヘシ」と上から目線

³ 専売特許条例が公布された4月18日は「発明の日」とされる。

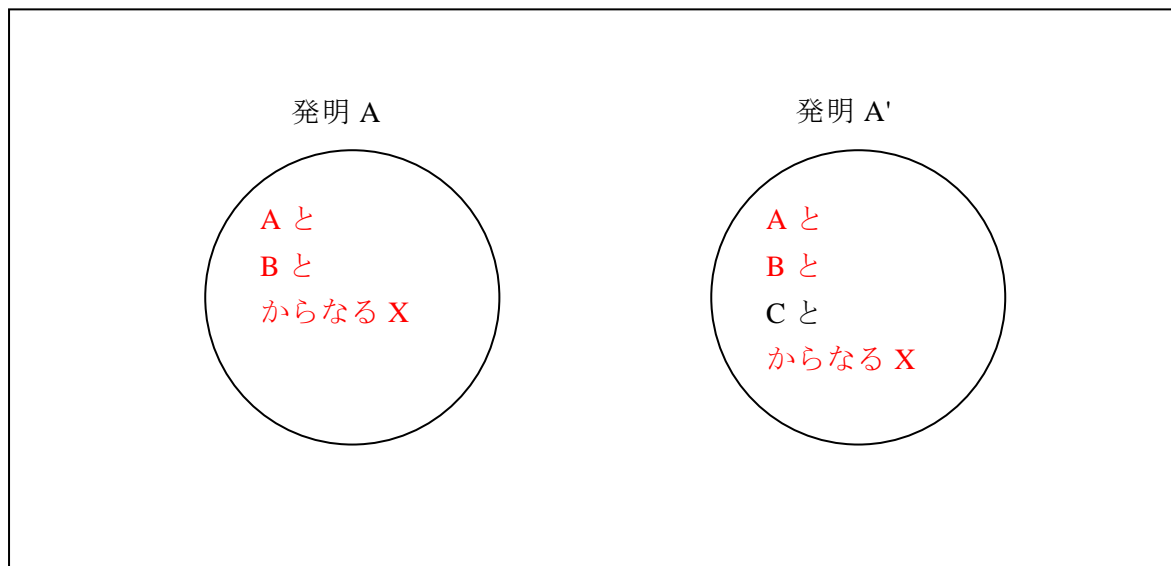


図 5 利用関係を説明する図

発明 A'は発明 A を包含する。

発明 A'は発明 A を利用するので、発明 A の特許権者の許諾がなければ発明 A'を実施することはできない。

例えば、発明 A をニューコメンの蒸気機関とし、発明 A'をワットの蒸気機関とする。

発明 A(ニューコメン)	発明 A' (ワット)
ピストンと	ピストンと
ボイラーと	ボイラーと
	凝縮器と
からなる蒸気機関	からなる蒸気機関

東京府平民堀田瑞松ヨリ明治十八年七月一日ニ出願シ明治十八年八月十四日附ヲ以テ十五年ヲ期限トシ
特許シタル第壹號專賣特許證ニ屬スル明細書摘要左ノ如シ

堀田鑄止塗料及ビ其塗法

爾梁其他全質製ノ機械器具等ノ錆蝕ヲ豫防スルニ使用スベキ新奇有益ノ塗料即チ命ジ
ル組成劑及ビ其塗法ヲ發明セリ之ヲ左ニ明解ス

第一號塗料ハ生漆鐵粉鉛丹油煤柿澁酒精生薑酢及ビ鐵漿第二號塗料ハ生漆鐵粉鉛
漿第三號塗料ハ生漆鐵粉鉛丹油煤柿澁生薑酢及ビ鐵漿第四號塗料ハ生漆鐵粉鉛
混合摺攪シテ製成スルモノトス即チ其成分ノ割合ヲ掲グルヲ左ノ如シ

一 生漆	一〇〇〇	一 生漆	一〇〇〇	一 生漆	一〇〇〇	一 生漆	一〇〇〇
一 鐵粉	二〇〇	一 鐵粉	二〇〇	一 鐵粉	二〇〇	一 鐵粉	二〇〇
一 鉛丹	二〇	一 鉛丹	二〇	一 鉛丹	二〇	一 鉛丹	二〇
一 油煤	〇三	一 油煤	〇三	一 油煤	〇三	一 油煤	〇三
一 柿澁	一〇	一 柿澁	一〇	一 柿澁	一〇	一 柿澁	一〇
一 酒精	〇四	一 酒精	〇四	一 酒精	〇四	一 酒精	〇四
一 生薑	〇四	一 生薑	〇五	一 生薑	〇四	一 生薑	〇五
一 酢	一〇	一 鐵漿	〇五	一 鐵漿	〇五	一 鐵漿	〇五

第二號塗料 第三號塗料 第四號塗料

図 6 特明第 1 号(堀田鑄止塗料及び其塗法)

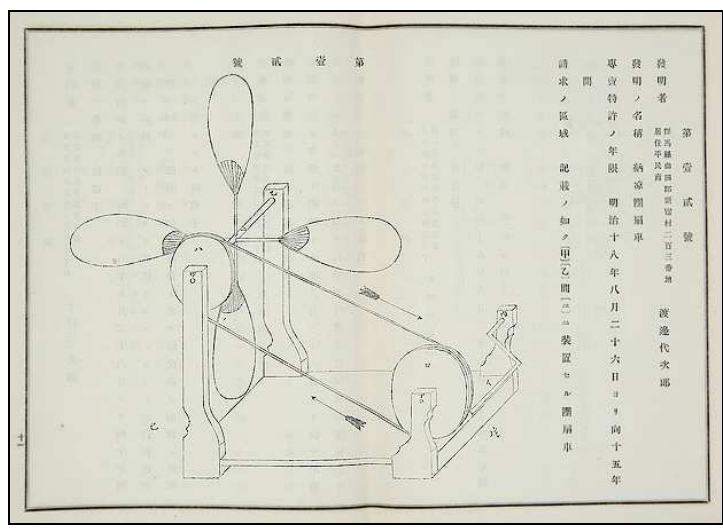


図 7 特許明細書(納涼団扇車)⁴

⁴ 公文書に見る発明のチカラ(国立公文書館)。
<http://www.archives.go.jp/exhibition/digital/hatsumei/index.html>

1885年～1886年：米国特許実務の視察(高橋是清)

1888年：特許条例 ←専売特許条例

国による恩恵から発明者の権利へ(合衆国憲法の影響)

特許条例

第1条 新規有益ナル工術、機械、製造品及合成品ヲ發明シ、又ハ工術、
機械、製造品及合成品ノ新規有益ナル改良ヲ發明シタルモノハ此條例ニ依
リ特許ヲ受クルコトヲ得

8-1-3. 不平等条約と特許条例

不平等条約と特許条例

1858年(安政5年)：日米修好通商条約

五港(箱館、横浜、長崎、新潟、神戸)の開港・外国人居留地設置

領事駐在

領事裁判権(治外法権)：不平等

協定関税制度(関税自主権の不存在)：不平等

欧州各国とも同様の不平等条約を締結

1894年：日米通商航海条約(調印、発効は1899年)

不平等条約改正の交換条件として、外国人への特許付与

「欧米企業に対して正面から立ち向かい、技術の改善に取り組まない限り、日本産業の本格的な成長は望めない。」(高橋是清)

これによって、我が国の工業化が加速した。

8-1-4. その他の制度

1884年：商標条例

1885年：専売特許条例

1888年：意匠条例

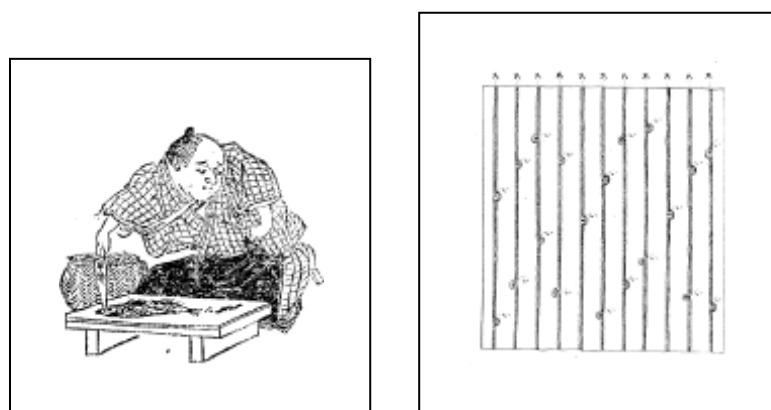


図 8 商標登録第 1 号(第一種膏薬丸薬、平井祐喜)、意匠登録第 1 号(織物縞)

8-1-5. 著作権法

海賊版の横行

福沢諭吉『西洋事情』(1867年)

版元による発行は 15 万部、偽版は 20 万部から 25 万部

ジェームス・ヘボン『和英語林集成』(1867年)も被害にあう。



図 9 ジェームス・ヘボン(1815年～1911年)と『和英語林集成』

1869年：出版条例

出版者と著作者の保護
ただし、出版の統制が主目的
保護期間(著作者の生存中)

1887年：版權条例

登録制度
脚本楽譜条例、写真版權条例

1899年：著作権法

どこの国でも同様であるが、著作権法は、まず出版物の保護から始まる。

8-1-6. 実用新案法

1905年：実用新案法(ドイツの制度を範)

日本人の創作意欲を鼓舞するため小発明(世間の便利をなす新規の工夫)を保護
「工業上ノ物品ニ関シ其ノ形状、構造又ハ組合ハセニ係リ実用アル新規ノ考案」
審査主義
存続期間3年

欧州において、ドイツは工業化が遅れた国であった。そのため、特許権の多くは外国企業が取得することとなった。一方で、国民の創作意欲を鼓舞するために小発明を保護する実用新案制度を導入した。現在でも、ドイツ、フランス、イタリア、中国、韓国等が採用している。

このような二重の保護制度は、技術的思想の創作である発明・考案にしか存在しない。近時、日本においては、実用新案登録出願が激減している。

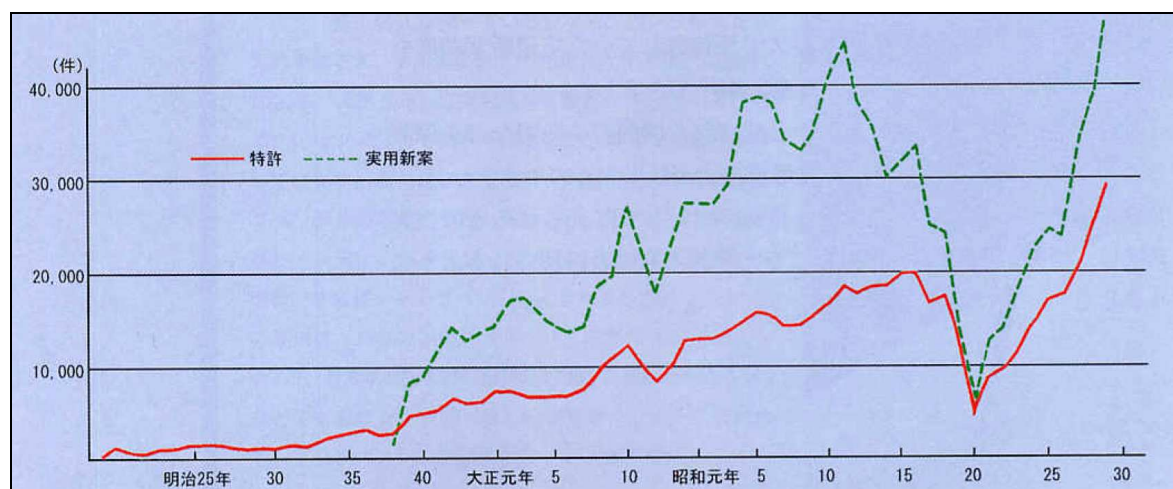


図 10 特許と実用新案の出願件数⁵

⁵ 独立行政法人工業所有権情報・研修館『特許から見た産業発展史』(2008年)34頁。



図 11 松下幸之助(1894 年～1989 年)と二股ソケット



図 12 パナソニックミュージアム 松下幸之助歴史館⁶

⁶ <http://panasonic.co.jp/history/museum/index.html>

8-2. 世界の情勢⁷

1868年：プロイセン(ドイツ)、特許制度廃止論

1869年：オランダ、特許制度廃止(1910年まで)

1871年：英国、特許制度反対論

独占の弊害

特許権者と第三者のバランス(国による恩恵か発明者の権利か)

強制実施制度

技術の発達にともなう発明の相互利用

取消制度

輸入ではなく自国内での発明の実施

万国博覧会⁸における発明品の展示が問題となる。

1873年：ウィーン万国博覧会

オーストリア特許法は、厳しい強制実施制度(1年間不実施により収用)を有する。

万国博覧会の出展品にはこの規定を免除、ただし、本質的な解決ではない。

1873年：工業所有権に関する国際会議(ウィーン)

第1の決議：すべての文明国で知的な労働の法的な保護を求めていること、発明を明細書にして公開することが技術や産業の発達にとって有益であり、ノウハウ等を秘密にしておく必要もなくなること、特許の法的保護は発明者の成し遂げたことに対して価値あるものとし、発明者に資金を導入することとなること等から各文明国は立法によって発明の保護を保障するべきであることを勧告する。

第2の決議：発明者及びその承継人のみが特許を取得できること、外国の発明者にも特許の取得を拒否しないこと、特許の期間は15年とすること、特許の年金を累進的に増加させることにより実施しない発明を社会に早く利用させる制度が推奨されること、発明を実施しないことで特許の消滅を引き起こさないこと等を勧告する。

第3の決議：特許保護の国際的協定の形成を各国政府に勧告する。

知的財産の保護は、国際的な問題となっていく。

⁷ 石井正「特許廃止論から国際特許制度への転換の時代」パテント Vol.61 No.1(2008)29頁。

⁸ 我が国は1867年のパリ万国博覧会に初めて参加した(幕府及び薩摩藩、佐賀藩)。明治政府は1873年のウィーン万国博覧会から公式参加を行った。我が国が開催した万国博覧会として著名なものは1970年の日本万国博覧会(大阪万博)である。また、最も近時のものは、2005年の日本国際博覧会(愛知万博、愛・地球博)である。

1878年：パリ万国博覧会

工業所有権に関する国際会議(パリ)

1883年：工業所有権の保護に関する 1883年3月20日のパリ条約

パリ条約の三原則

①内国民待遇の原則

②優先権制度(特許の優先期間は12ヶ月、意匠・商標の優先期間は6ヶ月)

③特許独立の原則

内国民待遇の原則

外国人を自国民と同様に扱う。

優先権制度

最初に自国にした特許出願と同じ特許出願を他国にする場合、新規性・進歩性は自国に特許出願をした時を基準とする。

特許独立の原則

自国の特許が無効になったからといって、同じ発明についての他国の特許も同時に無効になるものではない。逆も同じ。

強制実施⁹

特許発明の不実施を回避する立法措置が可能

強制実施では不十分な場合、特許権を取り消すことが可能



図 13 パリ万国博覧会会場とクロード・モネ『ラ・ジャポネーズ』

⁹ 特許権を専用権(実施重視、積極的効力と消極的効力を認める。)と解するか排他権(排他性重視、消極的効力のみを認める。)と解するかによって強制実施に対する捉え方は異なってくる。

8-3. 日本の十大発明家¹⁰

①豊田佐吉(1867年～1930年) 木製人力織機 特許第 1195 号(1891年)



図 14 豊田佐吉(1867年～1930年)と木製人力織機

「豊田佐吉は、幼い頃から身近に見た織機の改良を行い、明治 24 年(1891 年)に豊田式木製人力織機で最初の特許を取得しました。その後も発明・改良に取り組み、多くの優秀な動力織機や自動織機を完成させました。」

②御木本幸吉(1858年～1954年) 養殖真珠 特許第 2670 号(1896年)



図 15 御木本幸吉(1858年～1954年)と養殖真珠

「やがて、養殖したアコヤ貝の殻の内面に半円形の真珠を作り出すことに成功し、明治 29 年(1896 年)に特許を取得しました。この成功をもとに、真円真珠を養殖真珠で作り出すための研究を続け、核の周囲に真珠質を取り巻かせる方法によって真円の真珠をつくり、世界で初めて養殖真珠の企業化に成功しました。」

¹⁰ 特許庁ホームページより。
<https://www.jpo.go.jp/seido/rekishi/judai.htm>

③高峰譲吉(1854年～1922年) アドレナリン 特許第 4785 号(1901年)



図 16 高峰譲吉(1854年～1922年)とアドレナリン

「その後、明治 34 年(1901 年)には副腎から分泌されるホルモン『アドレナリン』を結晶化し単離することにも成功しました。このアドレナリンは、止血剤や強心剤として医療のあらゆる分野で幅広く使用されています。」

④池田菊苗(1864年～1936年) グルタミン酸ナトリウム 特許第 14805 号(1908年)



図 17 池田菊苗(1864年～1936年)と「味の素」

「グルタミン酸ナトリウムは、明治 41 年(1908 年)に東京帝国大学の池田菊苗博士がうま味の成分を調味料として工業化するために研究した発明です。」

⑤鈴木梅太郎(1874年～1943年) ビタミン B1 特許第 20785 号(1911年)



図 18 鈴木梅太郎(1874年～1943年)と「アベリ酸=オリザニン」

「鈴木梅太郎博士は、当時原因不明の病である脚気を防止する有効な成分が米糠(こめぬか)に含まれていることに着目し、世界で初めて米糠から『アベリ酸=オリザニン』(後のビタミン B1)を発見し、その分離に成功しました。」

⑥杉本京太(1882年～1972年) 邦文タイプライター 特許第 27877 号(1915年)

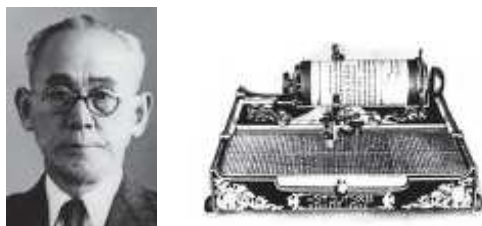


図 19 杉本京太(1882年～1972年)と邦文タイプライター

「そこで杉本京太は、字数の多い漢字等に適応するよう、公式文書に使われた文字の使用頻度など漢字の性質を検討し、そこで選ばれた 2,400 文字を平面上の活字庫に分類整理された独特の配列により並べ、前後左右に動く一本のタイプバーによって任意の活字をつまみ上げ、円筒形の紙保持具に向かって打字するという斬新な機構をした邦文タイプライターを大正 4 年(1915 年)に発明しました。」

⑦本多光太郎(1870年～1954年) KS 鋼 特許第 32234 号(1918年)



図 20 本多光太郎(1870年～1954年)と KS 鋼

「そこで、東北帝国大学の本多光太郎博士は、鉄の磁性研究に取り組み、従来の 3 倍の抗磁力をもつ永久磁石鋼(KS 鋼)を発明しました。」

⑧八木秀次(1886年～1976年) 八木アンテナ 特許第 69115 号(1926年)



図 21 八木秀次(1886年～1976年)と八木アンテナ

「八木アンテナは、東北帝国大学の八木秀次博士と助手の宇田新太郎博士が発明した指向性アンテナです。簡単な構造でありながら高い利得が得られる画期的なものであり、超短波、極超短波で使用されている TV などの地上波放送の受信用アンテナのほとんどがこの方式によるものです。この発明はその着想時期(大正 15 年(1926 年)特許取得)が早すぎたため、当時の日本では理解されませんでした。欧米においてはその価値が認められて実用化されました。特に、第二次世界大戦中に相手国のレーダー用アンテナとして使用されているのを発見し、日本でもその発明の真価に驚いたといわれています。」

⑨丹羽保次郎(1893年～1975年) 写真電送方式 特許第 84722 号(1929年)



図 22 丹羽保次郎(1893年～1975年)と写真電送装置

「丹羽保次郎と小林正次は、現在の FAX の基礎となる独自方式の写真電送装置を発明しました。当時の写真電送装置は、送信機と受信機は別々の構成であり、専用の通信回線を使用していました。」

⑩三島徳七(1893年～1975年) MK 磁石鋼 特許第 96371 号(1932年)



図 23 三島徳七(1893年～1975年)とスピーカに使用される MK 磁石鋼

「ニッケル鋼の特殊な性質を研究していた東京帝国大学の三島徳七博士は、昭和 6 年(1931 年)、析出分散硬化型という全く新しい理論展開により、ニッケル鋼にアルミニウムを添加した強力な磁石鋼(MK 鋼)を発明しました。」

9. 現代日本の経済発展と特許

学修のポイント

特許制度の歴史を学ぶ。

日本

戦後の復興

技術導入における特許権の役割
= 技術の保護とパッケージ化

- ①ナイロン
- ②トランジスタ

高度成長

- ①電気炊飯器
- ②インスタントラーメン
- ③家庭用ビデオテープレコーダー
- ④自動改札機
- ⑤レトルト食品
- ⑥携帯音楽プレーヤー
- ⑦GPS カーナビゲーションシステム
- ⑧デジタルカメラ

9-1. 戦後の復興



図 24 戦艦大和と零式艦上戦闘機

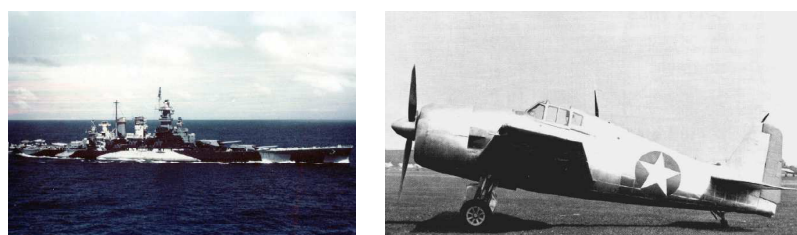


図 25 戦艦ノースカロライナとグラマン F6F 戦闘機

攻撃と防御のバランス

戦艦大和：大艦巨砲、レーダー軽視

零式艦上戦闘機：運動性能(軽さ)と防御力のトレードオフ

日本人が発明の能力に劣るといふわけではまったくない(八木アンテナ)。



「男たちの大和」(日本、2005年)

「永遠の0」(日本、2013年)

百田尚樹『永遠の0』(講談社文庫、2009年)

百田尚樹=渡部昇一『ゼロ戦と日本刀』(PHP文庫、2015年)

NHK 戦争証言アーカイブス

<http://www.nhk.or.jp/shogenarchives/>

ドキュメント太平洋戦争

<http://cgi2.nhk.or.jp/shogenarchives/bangumi/list.cgi?cat=special>

ドキュメント太平洋戦争 第3集 エレクトロニクスが戦(いくさ)を制す ~マリアナ・サイパン~

「太平洋戦争の行き着く先を示し、日本の敗戦を決定づけたマリアナ沖海戦。この戦いの背後には、日米の熾烈(しれつ)な技術開発競争があった。第3集では、新たに発掘された日本のレーダー、信管(しんかん=起爆装置)の開発記録の映像と証言をもとに、**日米双方の技術開発の思想**を探り、技術戦争としての太平洋戦争の姿を明らかにする。」



図 26 空襲後の東京と大阪



図 27 広島原爆ドームと原爆投下後の長崎

欧米諸国(特に米国)との技術格差

原子力、電子計算機、高分子化学、レーダー、航空宇宙、ジェットエンジン等

「わが国においては、試験研究成果を企業化して富を勝ち得た具体的な事例に乏しいため、試験研究に対しては、従来過小評価の傾向が強く、それに加えて敗戦による現実(は)は、國、公、民共に目前の収支バランスに追われて、幾分とも長期的性質を持つ試験研究の如き部面はともすれば後まわしになりがちであって、今日試験研究機関の活動は一般的に不振におちいつている。」¹¹

¹¹ 工業技術庁『技術白書』(工業新聞社出版局・1949年)。

日本の急速な戦後復興については多くの要因が考えられるが、その一つに外国からの技術導入があげられる。

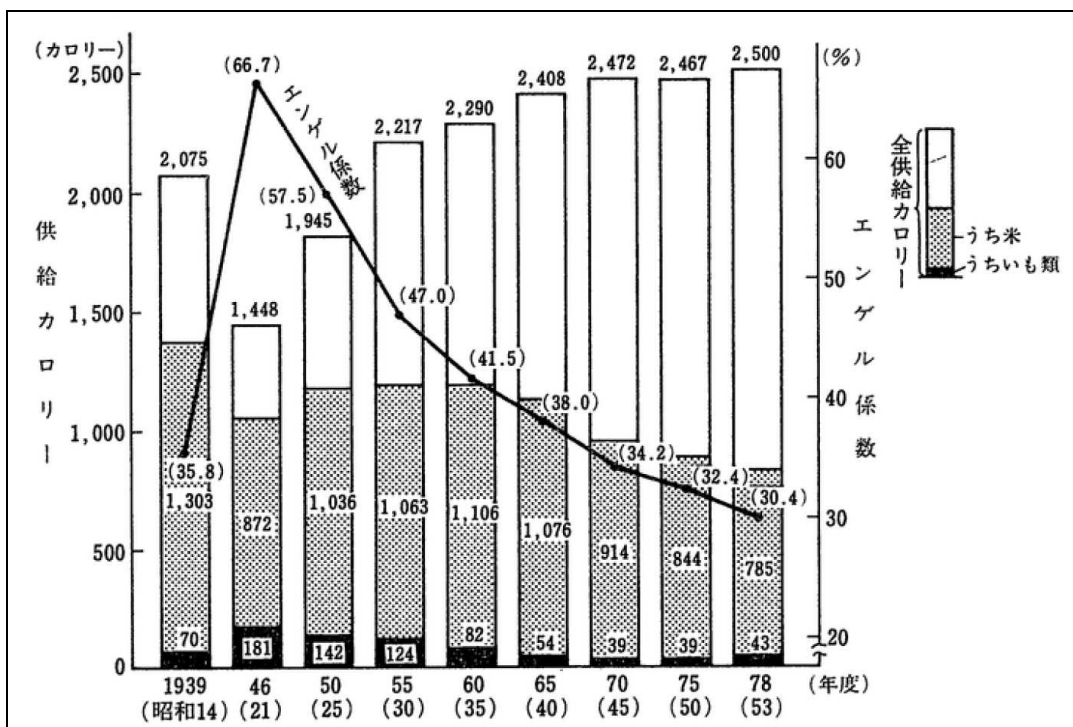


図 28 国民 1 人当たり供給カロリーとエンゲル係数の推移¹²

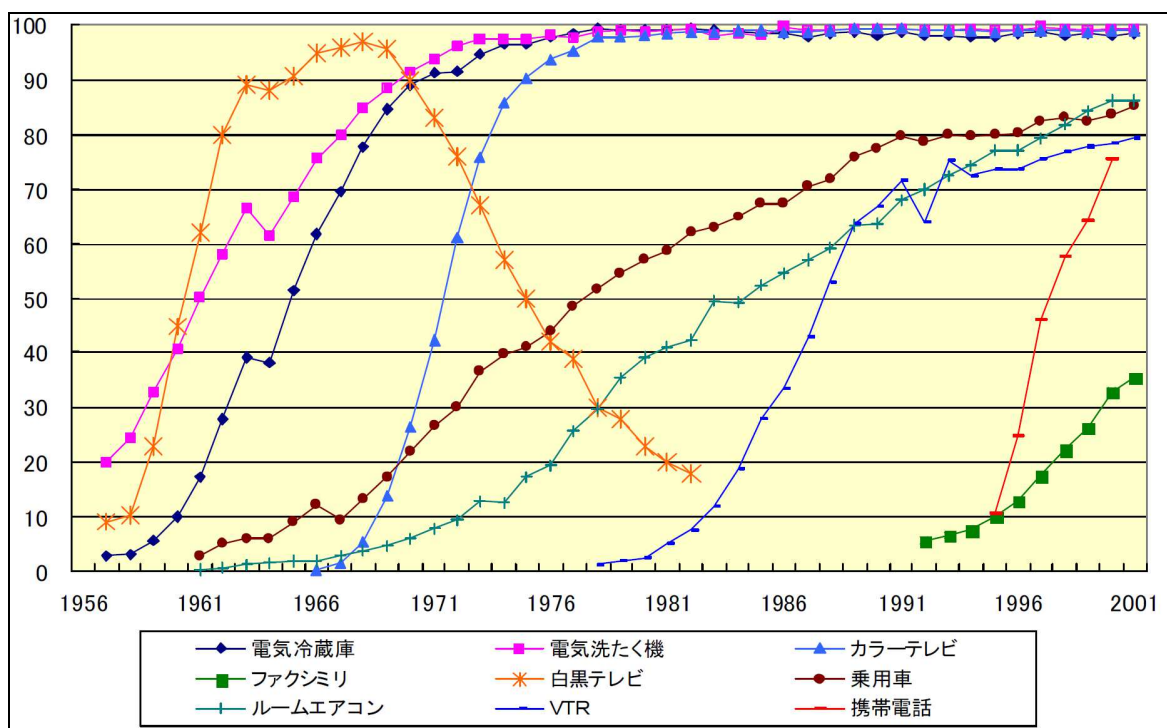


図 29 家電・耐久消費財等普及率¹³

¹² 科学技術庁『科学技術白書』(1980年)。

http://www.next.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001_1_001.html

9-2. 技術導入

9-2-1. 制度

1949年：外国為替及び外国貿易管理法

対外取引原則禁止

許可届出制度(特許発明の実施にともなうロイヤリティの海外送金を容易化)

通商産業省による認可

1980年：外国為替及び外国貿易管理法改正

対外取引原則自由

1998年：外国為替及び外国貿易法

いわゆる外為法

外国為替、外国貿易その他の対外取引を総合的に対象とする法律

対外取引基本法

9-2-2. 実績

中心は特許の実施許諾契約

特許権の存在により技術導入が加速

技術導入における特許権の役割
＝ 技術の保護とパッケージ化

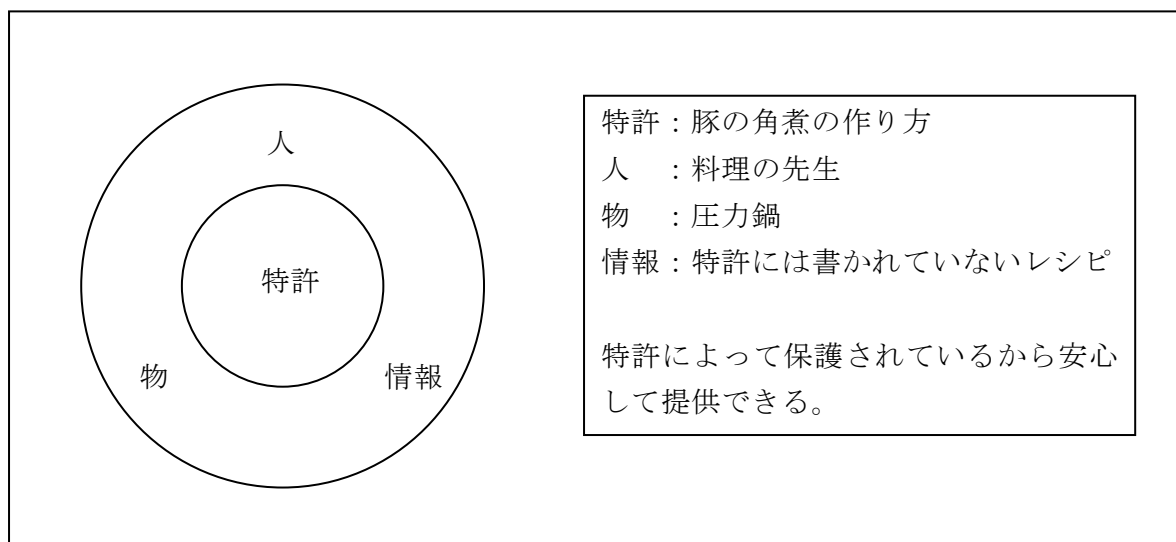


図 30 特許による技術のパッケージ化のイメージ

¹³ 経済産業省ホームページより。
<http://www.meti.go.jp/report/downloadfiles/g10725hj.pdf>

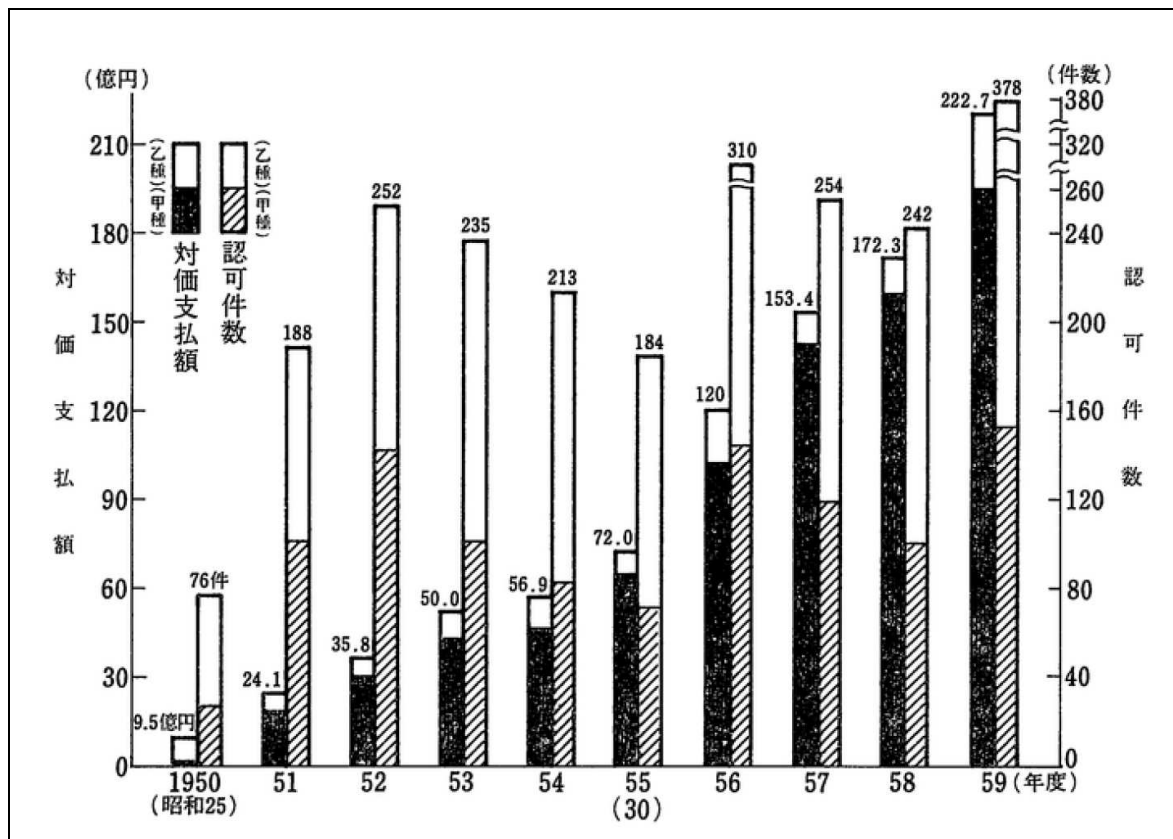


図 31 外国技術導入の認可件数及び対価支払金額¹⁴

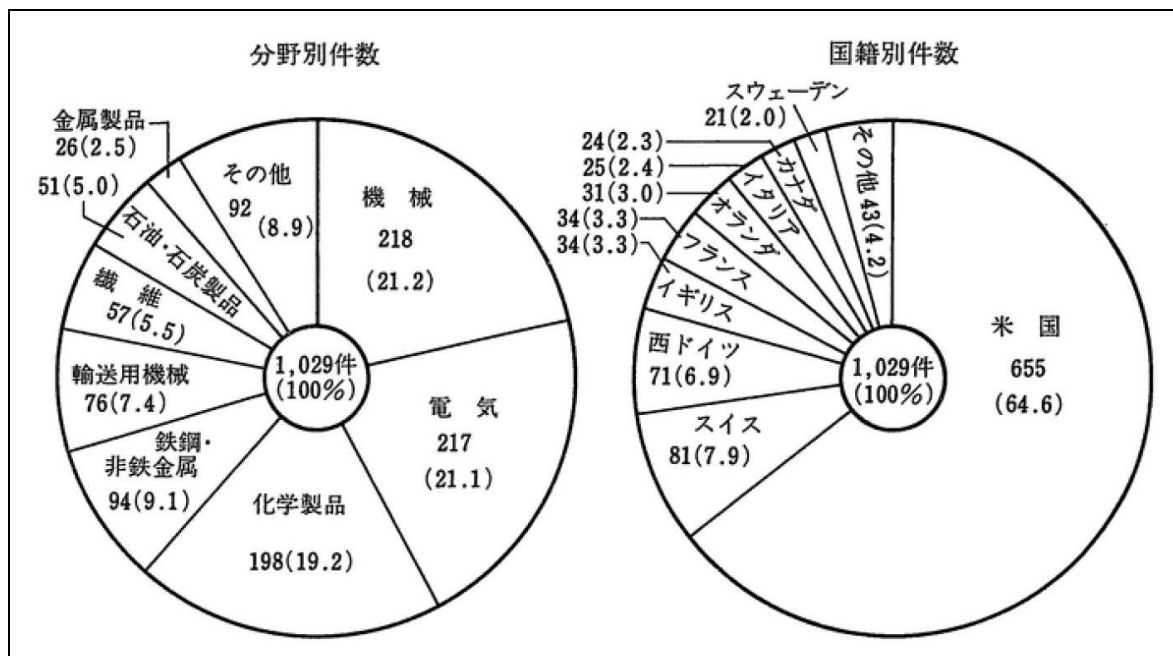


図 32 外国技術導入実績¹⁵

¹⁴ 科学技術庁『科学技術白書』(1980年)。

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001_1_001.html

¹⁵ 科学技術庁『科学技術白書』(1980年)。

9-2-3. ナイロン

ナイロン：世界初の合成繊維

1935年：デュポン社、ナイロン開発

創立当初は火薬会社、現在は世界3位の化学会社

1951年：東洋レーヨン(現東レ株式会社)、デュポン社特許の実施権取得

イニシャル、300万ドル(当時のレートで10億8000万円)

ランニング、売上の3%

数年で回収



図 33 ナイロン糸

9-2-4. トランジスタ

1948年：ベル研究所、トランジスタ開発

ウェスタン・エレクトリック社の研究部門と AT&T の技術部門が母体

1952年：東京通信工業(現ソニー株式会社)

ウェスタン・エレクトリック社特許の実施権取得

高周波トランジスタの開発に成功、トランジスタラジオが可能に



図 34 当時の真空管ラジオと日本最初のトランジスタラジオ「TR-55」¹⁶(1955年)

http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/hpaa198001/hpaa198001_1_001.html

¹⁶ 写真はソニー株式会社の社史(Sony History)より。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CorporateInfo/History/SonyHistory/index.html>

9-3. 高度成長

9-3-1. 電気炊飯器

1955年：東芝、自動式電気釜を発売

東芝社員が会社の反対にもかかわらず中小企業である光伸社と開発
タイマーとサーモスタットにより自動オンオフ

寝ている間にご飯が炊ける。朝早く起きる必要がない。



図 35 自動式電気釜(1955年)¹⁷

9-3-2. インスタントラーメン

安藤百福(あんどう ももふく、1910年～2007年、日清食品株式会社創業者)

1948年：サンシー殖産創業

1958年：チキンラーメン発売、日清食品株式会社に商号変更

麺を油で揚げる製法(瞬間油熱乾燥法)

鶏肉嫌いの息子がチキンスープを好んだためチキン味とする。

宗教上、牛や豚を食べない人たちにも受け入れられる。

1961年：チキンラーメン商標登録

1962年：「味付け乾麺の製法」「即席ラーメンの製造法」特許登録

1964年：日本ラーメン工業協会設立、独占から実施許諾へ

「日清食品が特許を独占して野中の一本杉として栄えるより、大きな森となって
発展した方がいい。」

1971年：カップヌードル発売

1999年：インスタントラーメン発明記念館(大阪府池田市)

2011年：安藤百福発明記念館(カップヌードルミュージアム、横浜市)

¹⁷ 写真は東芝未来科学館ホームページより。

http://toshiba-mirai-kagakukan.jp/learn/history/ichigoki/1955cooker/index_j.htm



図 36 安藤百福(1910年～2007年)と発売当時のチキンラーメン

9-3-3. 家庭用ビデオテープレコーダー(VTR)

1956年：アンペックス社、業務用 VTR 開発

1965年：ソニー株式会社、世界初の家庭用 VTR を発売
オープンリール

重さは 15 キロ、価格は 19 万 8000 円



図 37 世界初の家庭用 VTR 「CV-2000」¹⁸

1975年：ソニー株式会社、ベータマックス家庭用 VTR を発売

1976年：日本ビクター株式会社、VHS 方式家庭用 VTR を発売

ビデオ戦争(規格戦争)¹⁹、ベータ対 VHS(1975年～1980年代半ばまで)

ベータ：画質(技術重視)

ソニー、東芝、三洋、NEC、ゼネラル(現富士通ゼネラル)、アイワ、
パイオニア

VHS：録画時間、重さ(顧客重視)

ビクター、松下(現パナソニック)、シャープ、三菱、日立、船井

¹⁸ 写真はソニー株式会社の社史(Sony History)より。

<http://www.sony.co.jp/SonyInfo/CorporateInfo/History/SonyHistory/index.html>

¹⁹ 最近では Blu-Ray Disc 対 HD DVD。

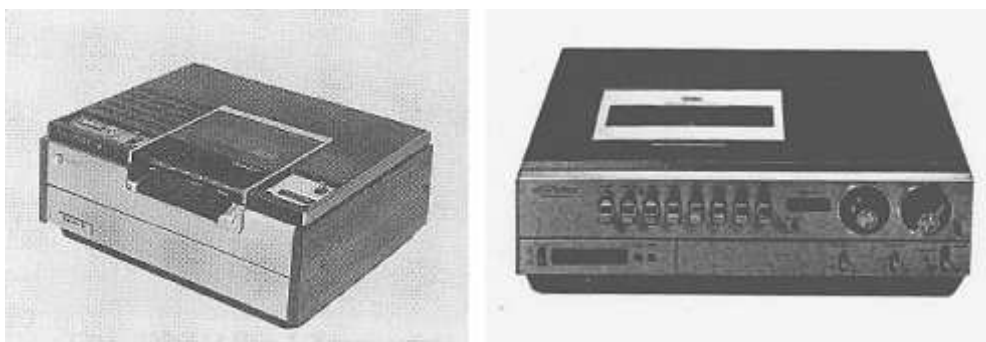


図 38 ベータマックス 1 号機「SL-6300」、VHS1 号機「HR-3300」²⁰



「日はまた昇る」(日本・2002 年)

9-3-4. 自動改札機

1967 年：大阪大学、近畿日本鉄道株式会社、
立石電機株式会社(現オムロン株式会社)、阪急電鉄株式会社
産学連携
自動改札機の実用化
0.5 秒/人



図 39 自動改札機が最初に設置された阪急北千里駅(1967 年)²¹

²⁰ 岩本敏裕「VTR 産業の生成」立命館経営学 45 巻 5 号(2007 年)125 頁。

²¹ 写真はオムロン株式会社のホームページより。

<http://www.omron.co.jp/>

9-3-5. レトルト食品

レトルトパウチに封入した食品を加圧熱水により 100℃以上でレトルト殺菌

1968年：大塚食品工業株式会社(現大塚食品株式会社)、ボンカレー発売

世界初の一般向けレトルト食品(レトルトカレー)

点滴液の殺菌技術(大塚製薬)を流用

レトルトパウチの構造は

プロエチレン、ポリエステル、半透明であったものを

ポリエステル、アルミ箔、ポリプロピレンとして強度と保存性を向上



図 40 発売当時のボンカレーとホーロー看板

9-3-6. 携帯音楽プレーヤー

1979年：ソニー株式会社、ウォークマン発売

当事ソニーの名誉会長であった井深大(いぶか まさる)の発案

ステレオ再生、録音機能なし、3万3000円

社員はウォークマンをつけて山手線をぐるぐる回る。

スティーブ・ジョブズが革新的な商品と賞賛



図 41 ウォークマン(カセット・テープ、CD、MD、メモリースティック、ハードディスク、フラッシュメモリ)

9-3-7. GPS カーナビゲーションシステム

1986年：ナビゲーションシステム研究会

自動車メーカー、家電メーカー、地図出版社
異業種連携

方位磁石からGPSへ、電子地図の共通規格

1990年：パイオニア株式会社、

市販品として世界初のGPSカーナビゲーションシステムを発売
40万円程度、道案内機能なし

CD、DVD、HDD、インターネット接続



図 42 世界初のGPSカーナビゲーションシステム²²

9-3-8. デジタルカメラ

1995年：カシオ計算機株式会社、QV-10 発売

国立科学博物館が重要科学技術史資料の一つに認定

「世界で初めてカラー液晶モニターを搭載し、一般向けに発売されたデジタルカメラである。画像の画素数は25万画素で、機能を最小限に絞り、既存の部品を流用してコスト低減を図り、当時としては破格の65,000円で販売された。価格はもとより、その携帯性と、撮った画像をその場で確認できる操作性から、爆発的ヒット商品となり、デジタルカメラが普及するきっかけとなった。国際的に見て日本の科学技術発展の独自性を示すものであるとともに、銀塩からデジタルへと、カメラ文化の転換点を担った重要な事象を示すものとして貴重である。」



図 43 カシオ QV-10

²² 写真はパイオニア株式会社のホームページより。
<http://pioneer.jp/>

10. 技術開発と特許出願

学修のポイント

日本における特許出願の状況と手続の概要を知る。

特許出願の状況

特許出願 : 毎年 30 万件強(審査請求 25 万件程度)

特許査定率 : 70%

特許出願件数の多い産業分野

- ①輸送用機械
- ②業務用機械器具
- ③電気機械

特許出願の手続

特許調査(特許出願前調査)

自らの発明が新規性・進歩性を有しているか否かを
特許庁が公開する公報を検索することによって判断する。

公報

- ①公開特許公報 : 特許出願から 1 年 6 月経過後
- ②特許公報 : 登録後

特許出願の際の書類

願書

添付書類

- ①明細書、②特許請求の範囲、③図面、④要約書

審査請求 : 特許出願から 3 年以内

審査 : 問題がある場合

審査官 → 拒絶理由通知書 → 出願人

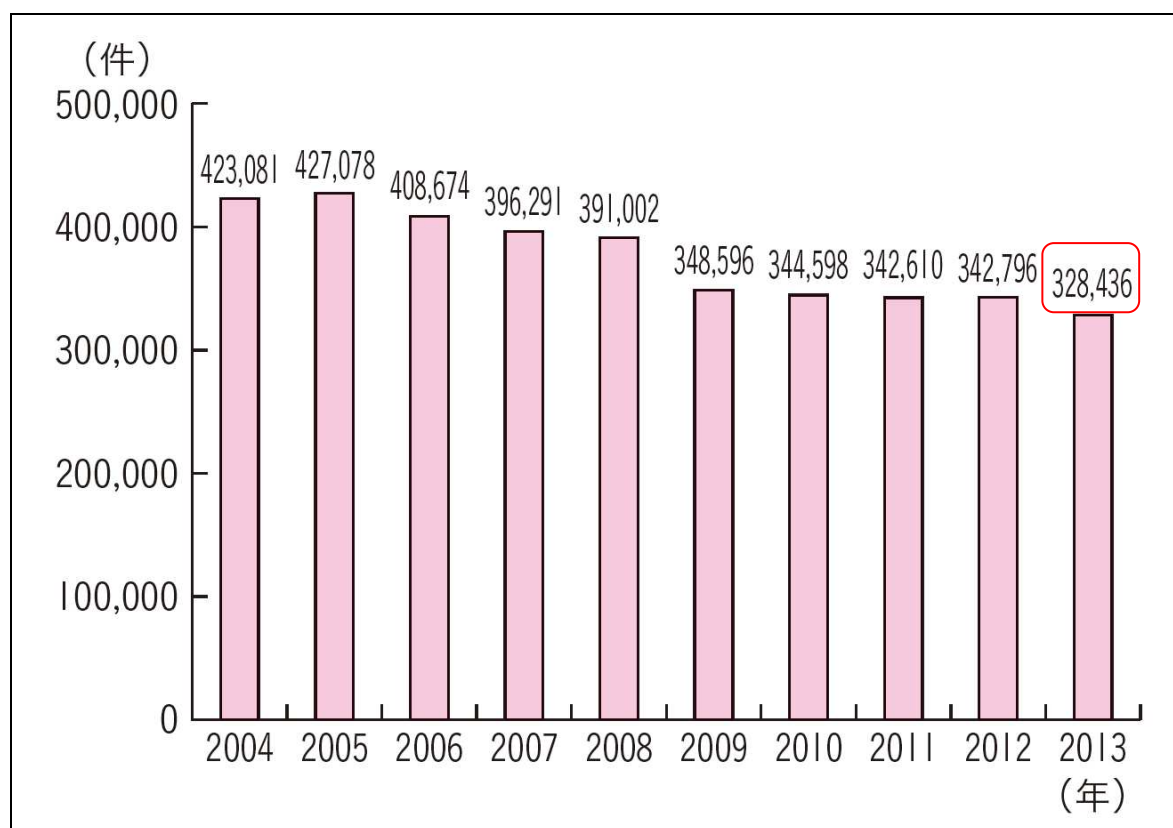
出願人 → 意見書・補正書 → 審査官

それでもだめなら拒絶査定(不合格)

問題がない場合又は意見書・補正書にて問題がなくなった場合
特許査定(合格)

10-1. 統計情報

10-1-1. 特許出願件数

図 44 特許出願件数の推移²³表 1 最終処分実績の推移²⁴

実績	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年	前年比(2013年/2012年)
特許査定件数	178,227	205,652	220,495	254,502	260,046	102%
拒絶査定件数	171,396	164,639	138,784	120,896	108,544	90%
(うち戻し拒絶査定件数)	105,004	100,951	84,419	70,297	60,356	86%
FA後取下げ・放棄件数	5,169	4,600	5,433	5,566	4,090	73%
特許査定率	50.2%	54.9%	60.5%	66.8%	69.8%	—
拒絶査定率	49.8%	45.1%	39.5%	33.2%	30.2%	—

特許出願：毎年30万件強、うち審査を請求するのは25万件程度である。
 特許査定率：70%、審査を請求したうち7割は特許権が与えられる。
 特許査定率は年々上昇している。

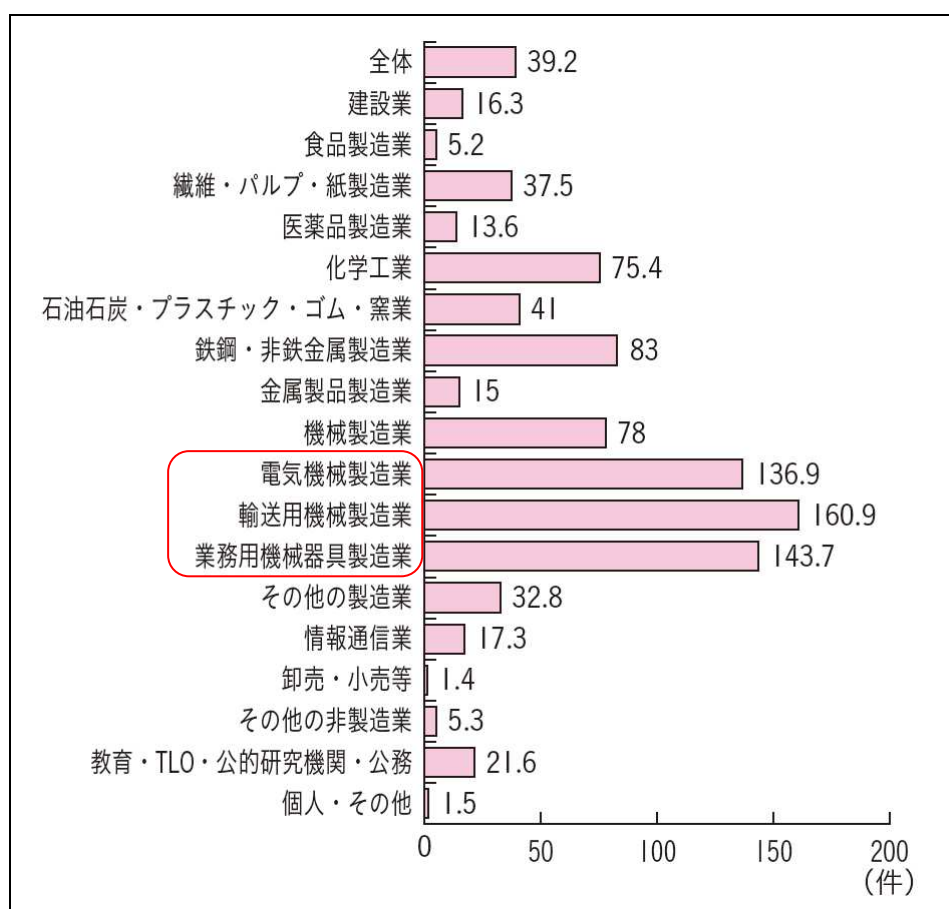
²³ 特許庁『特許行政年次報告書2014年版』より。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

²⁴ 特許庁『特許行政年次報告書2014年版』より。

http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

10-1-2. 特許出願人

図 45 業種別の特許・実用新案の平均出願件数²⁵

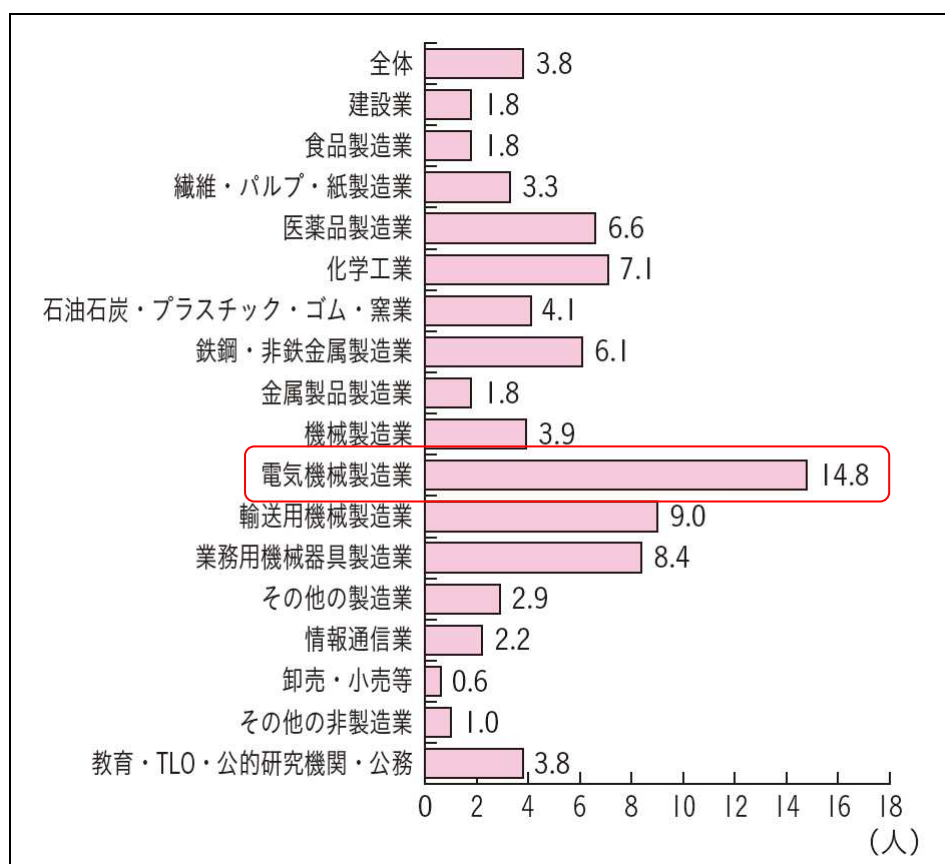
特許出願件数の多い産業分野

- ①輸送用機械
- ②業務用機械器具
- ③電気機械

²⁵ 特許庁『特許行政年次報告書 2014 年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2014_index.htm

表 2 【トップ 10】 2013 年特許査定件数²⁶

順位	前年	出願人*	特許査定件数
1 →	(1)	パナソニック	7,063
2 ↗	(3)	キヤノン	5,793
3 ↘	(2)	トヨタ自動車	5,387
4 ↗	(5)	三菱電機	5,362
5 ↘	(4)	東芝	4,604
6 ↗	(8)	本田技研工業	3,743
7 →	(7)	リコー	3,736
8 ↘	(6)	富士通	3,516
9 ↗	(14)	日本電気	3,272
10 ↗	(11)	デンソー	2,910

図 46 業種別の平均知的財産担当者数²⁷

²⁶ 特許庁『特許行政年次報告書 2014 年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

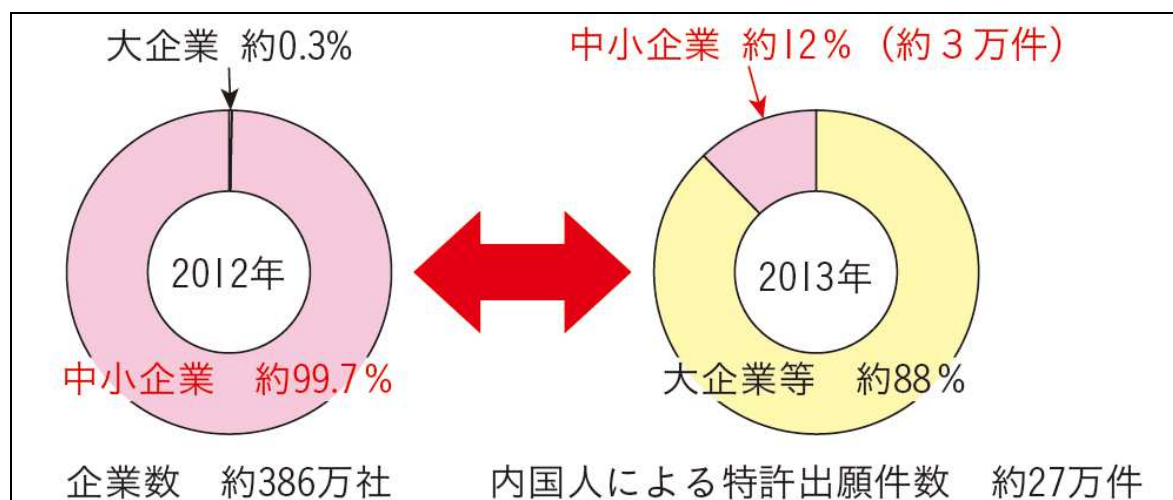


図 47 企業数、特許出願件数に占める中小企業の割合²⁸

中小企業

- ①日本におけるすべての企業の約 99.7%
- ②日本における日本企業からの特許出願のうち約 12%

²⁷ 特許庁『特許行政年次報告書 2014 年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

²⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2014 年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm



- ヒット商品にするためには、MPDPの4つをそろえること。
- 中小企業の特許のネックを解決する手段として、知的財産管理技能士の資格取得は有効。

株式会社エンジニアの製品例



▶ 「ネジザウルス」 左から発売時期順にPZ-55、56、57、58



▶ 「鉄腕ハサミ」 左から発売時期順にPH-50、51、55



▶ 「ムッシュマグニ」

●会社概要

名称及び代表者	株式会社エンジニア 代表取締役 高崎 充弘		
本社所在地	大阪府大阪市東成区東今里2-8-9		
資本金	2,000万円	従業員数	30名
事業内容	プロ用精密工具（ねじ回し、ペンチ、ニッパー、ピンセット等）や計測機器及びこれらを収納するケース等1,000アイテムの製品を開発し、自社ブランドで販売		
電話番号	06-6974-0028		
URL	http://www.engineer.jp/		

図 48 知的財産活用企業事例²⁹

- M：マーケティング
- P：パテント(特許)
- D：デザイン
- P：プロモーション

²⁹ 特許庁「知的財産活用企業事例集 2014」(2014年)68頁。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/chushou/kigyuu_jireii2014.htm

10-2. 発明から特許出願まで

10-2-1. 特許を受けることができる発明

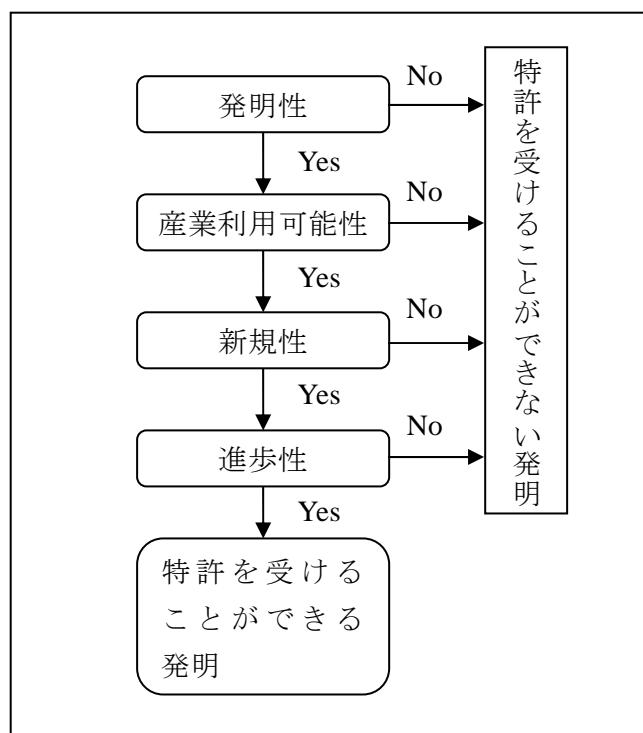


図 49 特許を受けることができる発明³⁰

発明性

特許法上の発明であること → よほど変なものでなければ大丈夫

- ①自然法則を利用した
- ②技術的思想の
- ③創作のうち
- ④高度のもの

産業利用可能性

産業に役立つものであること → ほとんどの場合、利用可

新規性

今までにないものであること → 調査が必要

進歩性

簡単に思いつかないものであること → 調査が必要

³⁰ さらに公序良俗に反しないこと、明細書の記載要件を満たすこと。

特許を受けることができる発明

- ①発明性(特許法上の発明であること)
- ②産業利用可能性(産業に役立つものであること)
- ③新規性(今までにないものであること) 要調査
- ④進歩性(簡単に思いつかないものであること) 要調査

特許法 2 条 (定義)

この法律で「発明」とは、**自然法則**を利用した**技術的思想の創作**のうち**高度のもの**をいう。

特許法 2 9 条 (特許の要件)

産業上利用することができる発明をした者は、**次に掲げる発明を除き**、その発明について**特許を受けることができる**。

- 一 特許出願前に日本国内又は外国において公然知られた発明
- 二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明
- 三 特許出願前に日本国内又は外国において、頒布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明
- 2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常**の知識**を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて**容易に発明をすることができたときは**、その発明については、同項の規定にかかわらず、**特許を受けることができない**。

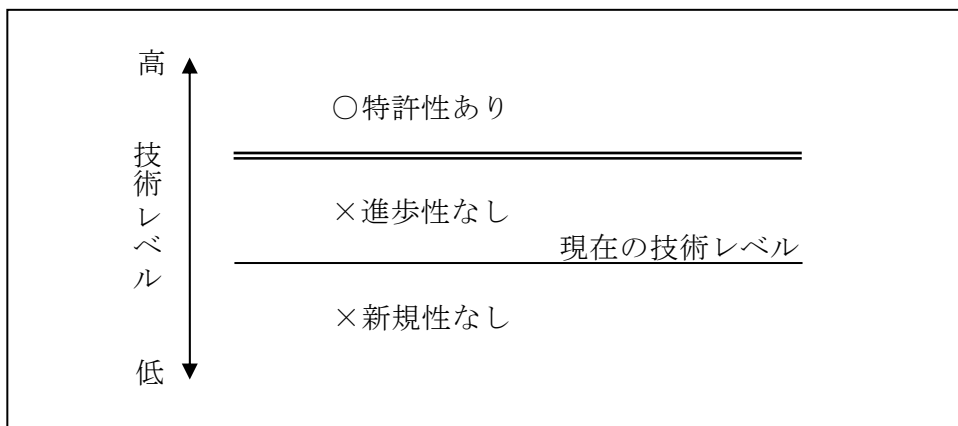


図 50 新規性と進歩性の関係

10-2-4. 特許調査(特許出願前調査)

特許情報プラットフォーム

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

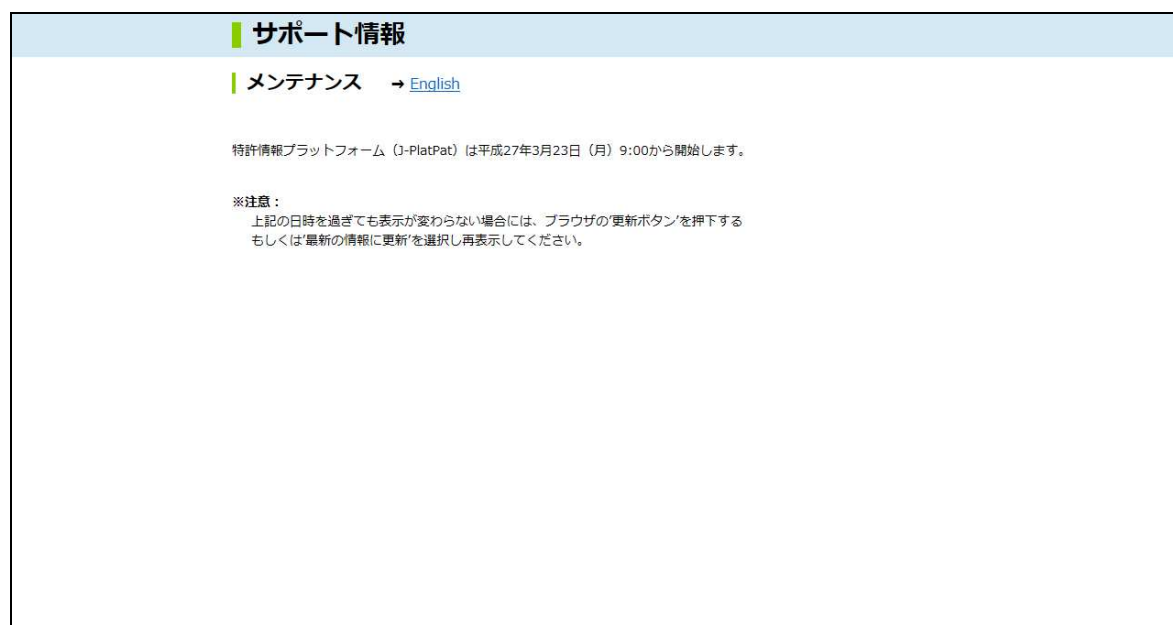


図 51 特許情報プラットフォーム

特許調査(特許出願前調査)

自らの発明が新規性・進歩性を有しているか否かを
特許庁が公開する公報を検索することによって判断する。

公報

- ①公開特許公報：特許出願から1年6月経過後
- ②特許公報：登録後

10-3. 特許出願

特許法36条（特許出願）
 特許を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した願書の特許庁長官に提出しなければならない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 発明者の氏名及び住所又は居所
- 2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。
- 3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 発明の名称
 - 二 図面の簡単な説明
 - 三 発明の詳細な説明

社内で作成(発明者・知的財産部門)
 特許事務所に依頼

特許出願の際の書類

願書

添付書類

①明細書、②特許請求の範囲、③図面、④要約書

化学の分野の発明のように化学式のみで説明できるような場合は図面を添付しなくてもよい。

特許出願は、インターネットを經由して電子的に行うのが通常である。



図 52 特許出願に必要な書類

10-3-1. 願書

【書類名】	特許願
【整理番号】	H18-02010
【提出日】	平成 18 年 2 月 1 日
【あて先】	特許庁長官 殿
【国際特許分類】	
【発明者】	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇
【氏名】	〇〇 〇〇
【特許出願人】	
【住所又は居所】	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇番地〇
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇
【電話番号】	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
【提出物件の目録】	
【物件名】	特許請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

10-3-2. 特許請求の範囲

【書類名】	特許請求の範囲
【請求項 1】	従来ある卵焼き器を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする。
【請求項 2】	卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分が両側にある形状の卵焼き器。

10-3-3. 明細書

【書類名】 明細書

【発明の名称】 IHクッキングヒーター用卵焼き器

【発明の詳細な説明】 (項目もれ)

【技術分野】

【0001】

本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、卵焼きと同時に付け合わせなども調理できるようにしたものである。

【背景技術】

【0002】

従来の卵焼き器は形状が四角形であり、電磁調理器を使用する際に効率よく電磁誘導加熱を利用するのに適した形状のものはない。特許文献1は従来の卵焼き器の盤面をおうと波状にしたに留まっており、また、特許文献2、特許文献3は目玉焼きを調理するためのものである。特許文献4は、フライパンに区切りをつけることで同時に多種の料理が調理できるが、電磁調理器に対してその形状が電磁誘導加熱を効率よく利用するのに適した形状ではなく、特許文献5、特許文献6は、フライパンに区切りがあるものの、卵焼きを調理するには適さないと考えられる。

【特許文献1】 特開2001-252201号広報(「公報」の誤字)

【特許文献2】 特開2003-061833号広報(同上)

【特許文献3】 特開2000-262413号広報(同上)

【特許文献4】 特開2005-287580号広報(同上)

【特許文献5】 特開平6-075334号広報(同上)

【特許文献6】 特開平6-048543号広報(同上)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

従来のものでは単独で同時に卵焼きと付け合せの調理が行えず、調理時間とエネルギーを無駄を省くことを課題とする。

(次頁へ)

(前頁より)

【課題を解決するための手段】

【0004】

この課題を解決するための請求項1の発明は、形状を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする卵焼き器である。

【0005】

また、請求項2の発明は、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を両側に持つ。

【発明の効果】

【0006】

本発明により電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

【課題を解決するための手段】（【産業上の利用可能性】の誤り）

【0008】

本発明に係る卵焼き器は、工業的に量産することが可能であるため、産業上の利用可能性を有する。

【図面の簡単な説明】

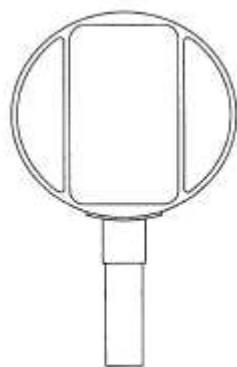
【0009】

【図1】 図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

10-3-4. 図面

【書類名】 図面

【図1】



10-3-5. 要約書

【書類名】 要約書

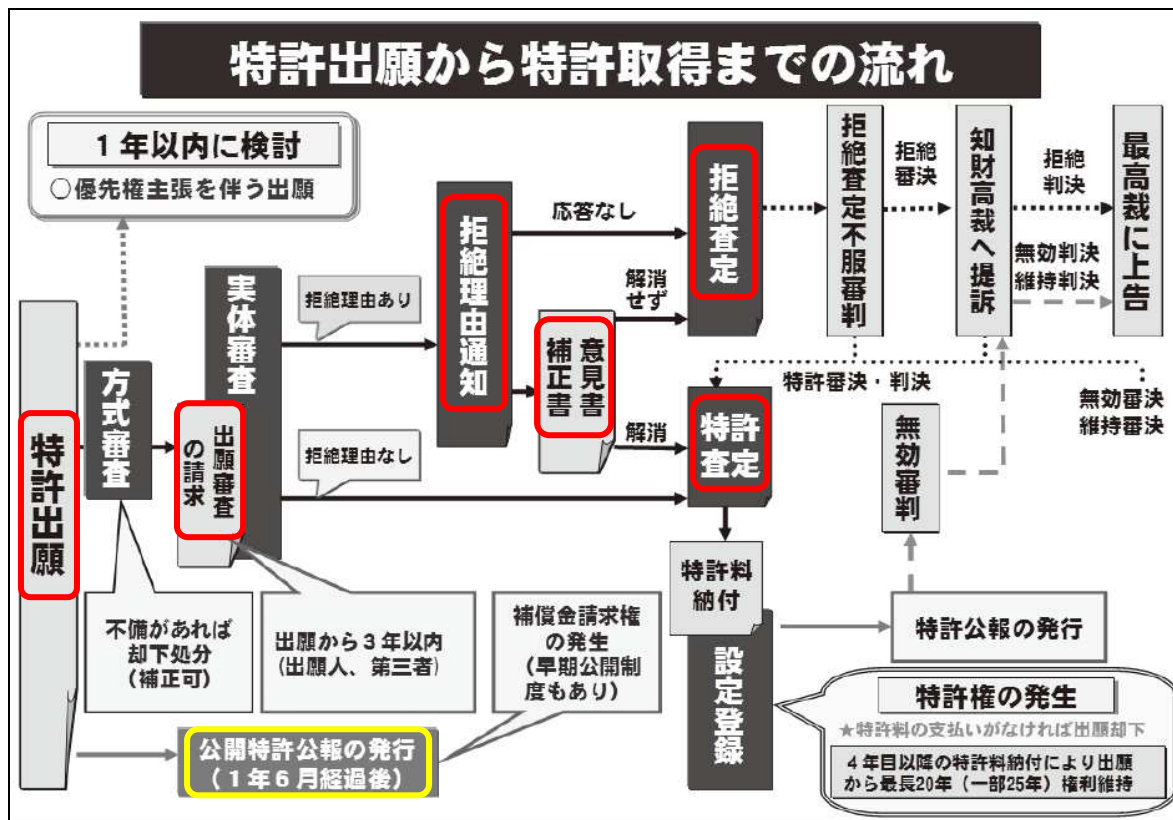
【要約】

【課題】 卵焼き器を電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用し、同時に多種の調理を行い調理時間とエネルギー無駄を省くことを目的とする。

【解決手段】 卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と側部につけ合わせなどを調理できる部分を設ける。

【選択図】 図 1

10-4. 特許出願から特許取得まで

図 53 特許出願から特許取得までの流れ³¹

- ① **審査請求**：特許出願から3年以内 出願審査の請求
審査請求をしなければ特許出願を取り下げたものとみなされる。
- ② **審査**：特許庁の審査官が
発明性、産業利用可能性、新規性、進歩性について審査
問題がある場合
審査官 → **拒絶理由通知書** → 出願人
出願人 → **意見書・補正書** → 審査官
拒絶理由通知書：審査官が特許にできない理由を記載
意見書：出願人が反論を記載
補正書：出願人が特許出願の書類を補正(修正)
それでもだめなら**拒絶査定**(不合格)
オプションとして審判、裁判
問題がない場合又は意見書・補正書にて問題がなくなった場合
特許査定(合格)

³¹ 特許庁『知的財産制度入門』(2013年)。http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/ibento/text/h25_syosinsya.htm

10-4-1. 出願公開

特許法 64 条 (出願公開)

特許庁長官は、**特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを除き、その特許出願について出願公開をしなければならない。**次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

2 出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるときは、この限りでない。

- 一 特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所
- 二 特許出願の番号及び年月日
- 三 発明者の氏名及び住所又は居所
- 四 願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容
- 五 願書に添付した要約書に記載した事項
- 六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項
- 七 出願公開の番号及び年月日
- 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

出願公開

特許出願から 1 年 6 月経過後

企業は発明を特許出願するか営業秘密として秘匿するかを選択に迫られる。いずれを選択するかは企業戦略の問題であって、一概にどちらがよいということとはできない³²。

特許出願：公開される。存続期間が有限である。

営業秘密：非公知である限り独占できる。

営業秘密が盗み出された場合、不正競争防止法によって営業秘密の使用をやめさせることができる。また、営業秘密の使用によって蒙った損害の賠償を求めることができる。

³² 一般論として、特許権を取得してもその行使が期待できない発明(他者が実施していても発見・立証が困難な発明)については、特許出願をして公開するよりも営業秘密として秘匿する方が得策であるということがいえるかもしれない。

0rñkjj|WkjKjK|hññkjj|jLjKkL

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2007-203017

(P2007-203017A)

(43) 公開日 平成19年8月16日(2007.8.16)

(51) Int. Cl.	F 1	テーマコード (参考)
A 4 7 J 37/10 (2006.01)	A 4 7 J 37/10 3 0 1	4 B 0 5 5
A 4 7 J 27/00 (2006.01)	A 4 7 J 27/00 1 0 7	4 B 0 5 9

審査請求 有 請求項の数 2 書面 (全 3 頁)

(21) 出願番号 特願2006-55486 (P2006-55486)
 (22) 出願日 平成18年2月1日(2006.2.1)

(71) 出願人 506071139
 茨田 陽介
 奈良県生駒市俵口町1328番地1
 (72) 発明者 茨田 陽介
 奈良県生駒市俵口町1328番地1
 Fターム(参考) 4B055 AA09 BA22 BA27
 4B059 AD01 AE05 BB04 BC12

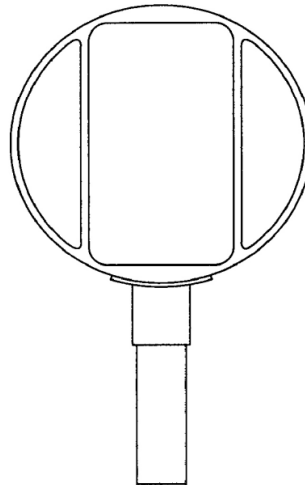
(54) 【発明の名称】 1Hクッキングヒーター用卵焼き器

í111【要約】

【課題】 卵焼き器を電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用し、同時に多種の調理を行い調理時間とエネルギー無駄を省くことを目的とする。

【解決手段】 卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と側部につけ合わせなどを調理できる部分を設ける。

【選択図】 図1



Tki

orhkkj]WkjK|hnhkkj]üLjKL

【 特許請求の範囲】

【 請求項1】

従来ある卵焼き器を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする。

【 請求項2】

卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分が両側にある形状の卵焼き器。

【 発明の詳細な説明】

【 技術分野】

【 0001】

本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、卵焼きと同時につけ合わせなども調理できるようにしたものである。

【 背景技術】

【 0002】

従来の卵焼き器は形状が四角形であり、電磁調理器を使用する際に効率よく電磁誘導加熱を利用するのに適した形状のものはない。特許文献1は従来の卵焼き器の盤面をおうと波状にしたに留まっており、また、特許文献2、特許文献3は目玉焼きを調理するためのものである。特許文献4は、フライパンに区切りをつけることで同時に多種の料理が調理できるが、電磁調理器に対してその形状が電磁誘導加熱を効率よく利用するのに適した形状ではなく、特許文献5、特許文献6は、フライパンに区切りがあるものの、卵焼きを調理するには適さないと考えられる。

【 特許文献1】 特開2001-252201号広報

【 特許文献2】 特開2003-061833号広報

【 特許文献3】 特開2000-262413号広報

【 特許文献4】 特開2005-287580号広報

【 特許文献5】 特開平6-075334号広報

【 特許文献6】 特開平6-048543号広報

【 発明の開示】

【 発明が解決しようとする課題】

【 0003】

従来ものでは単独で同時に卵焼きと付け合せの調理が行えず、調理時間とエネルギーを無駄を省くことを課題とする。

【 課題を解決するための手段】

【 0004】

この課題を解決するための請求項1の発明は、形状を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする卵焼き器である。

【 0005】

また、請求項2の発明は、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を両側に持つ。

【 発明の効果】

【 0006】

本発明により電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる。

。

【 発明を実施するための最良の形態】

【 0007】

図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

【 課題を解決するための手段】

TKI

ørhkjj|WkjκjK|høhkjj|üLjKL

【 0 0 0 8 】

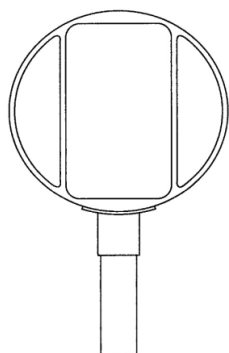
本発明に係る卵焼き器は、工業的に量産することが可能であるため、産業上の利用可能性を有する。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 0 9 】

【 図1 】 図1は、卵焼き器を円形にし、中央に長方形の部分と、側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた形状の平面図である。

【 図1 】



10-4-2. 審査請求

審査請求：特許出願から3年以内 出願審査の請求
審査請求をしなければ特許出願を取り下げたものとみなされる。

特許法48条の2（特許出願の審査）
特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。

10-5. 拒絶理由の通知

10-5-1. 拒絶理由の通知

特許法50条（拒絶理由の通知）
審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

相当の期間は、通常60日である。

10-5-2. 拒絶理由通知書

拒絶理由通知書

特許出願の番号	特願 2006-055486
起案日	平成 20 年 5 月 19 日
特許庁審査官	結城 健太郎 3024 3L00
特許出願人	〇〇 〇〇 様
適用条文	第 29 条第 2 項、第 36 条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から 60 日以内に意見書を提出してください。

理 由

1. この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前日本国内において頒布された下記の刊行物に記載された発明に基づいて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができない。

2. この出願は、特許請求の範囲の記載が下記の点で、特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていない。

(次頁へ)

(前頁より)

記 (引用文献等については引用文献等一覧参照)

●理由1について

- ・請求項 1, 2
- ・引用文献 1
- ・備考

(基本引用例の認定)

引用文献1には、仕切によって、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を設けた卵焼き器が記載されていると認められる(特に段落【0011】、図1, 2参照)。

(判断)

引用文献1では、卵焼き器本体の形状を円形とすることが記載されている(特に段落【0011】の「他の実施形態」参照)。つけ合わせなどを調理できる部分を卵焼きを作る部分の両側に設けることは、当業者が適宜なし得た設計事項にすぎない。

よって、本願請求項1, 2に係る発明は、引用文献1に記載された発明から当業者が容易に想到し得たものである。

●理由2について

本願請求項1には、「従来ある卵焼き器を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする。」と記載されているが、この記載では、本願請求項1に係る発明が、何に関する発明なのか不明確である。また、「従来ある卵焼き器」とはどのようなものか不明確であり、「円形にする」とは「従来ある卵焼き器」の何を円形にすることか不明確である。さらに、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする」の意味が不明確である。すなわち、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的と」して「円形にする」ことと、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的と」しないで「円形にする」ことが、どう異なるのか不明確である。通常、何を目的とするかは、物としての発明の構成に影響を与えない。

よって、本願請求項1に係る発明は明確であるとはいえない。

なお、本願の段落【0002】において、「特開2001-252201号広報」, 「特開2003-061833号広報」, 「特開2000-262413号広報」, 「特開2005-287580号広報」, 「特開平6-075334号広報」, 「特開平6-048543号広報」はそれぞれ、「特開2001-252201号公報」, 「特開2003-061833号公報」, 「特開2000-262413号公報」, 「特開2005-287580号公報」, 「実開平6-075334号公報」, 「実開平6-048543号公報」の誤記である。(次頁へ)

(前頁より)

引用文献等一覧

1. 特開2005-296421号公報
-

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野 I P C A47J 37/12

・先行技術文献

1. 実願昭51-120402号 (実開昭53-38566号)
 のマイクロフィルム
2. 実願昭54-20119号 (実開昭55-119031号)
 のマイクロフィルム

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではありません。

この拒絶理由通知の内容に関するお問い合わせ、または面接のご希望がございましたら下記までご連絡下さい。

特許審査第二部 熱機器 結城 健太郎

TEL. 03(3581)1101 内線3336

FAX. 03(3501)0672

10-5-3. 引用文献 1

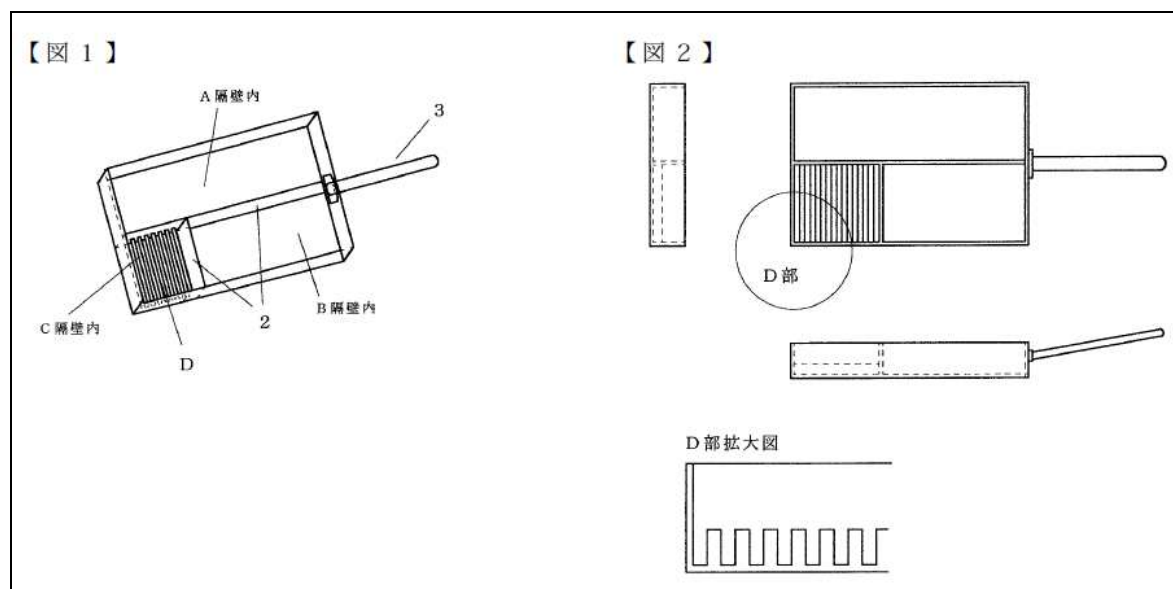
引用文献 1：特開 2005-296421 号公報

【 0 0 1 1 】

図 2 で示す通り、隔壁された部分の例えば、A 隔壁内で卵焼き、B 隔壁内は炒めもの、C 隔壁内では魚類、肉類等の焼き調理が同時に行える。

「他の実施形態」

図 2 の実施形態では、1 本体の形状は矩形形状であるが、1 本体の形状は他の形状、例えば円形、楕円形でも良い。尚、C 隔壁内の、D 凸凹形状は他の形状でも良い。



10-6. 応答

特許法 17 条の 2（願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

特許出願人は、特許をすべき旨の査定の際の送達前においては、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。ただし、第五十条の規定による通知を受けた後は、次に掲げる場合に限って、補正をすることができる。

一 第五十条（第五十九条第二項（第七十四条第一項において準用する場合を含む。）及び第六十三条第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による通知（以下この条において「拒絶理由通知」という。）を最初に受けた場合において、第五十条の規定により指定された期間内にするとき。

拒絶理由通知に対する応答

- ①意見書のみ提出
- ②補正書のみ提出
- ③意見書と補正書の両方を提出

10-6-1. 意見書

【書類名】 意見書
 【整理番号】 H18-02010
 【提出日】 平成 20 年 7 月 28 日
 【あて先】 特許庁審査官 結城 健太郎殿
 【事件の表示】
 【出願番号】 特願 2006- 55486
 【特許出願人】
 【識別番号】 506071139
 【氏名又は名称】 ○○ ○○
 【代理人】
 【識別番号】 100123467
 【弁理士】
 【氏名又は名称】 柳館 隆彦
 【発送番号】 287705
 【意見の内容】

(1) 拒絶の理由によると、本願の請求項 1, 2 に係る発明は、引用文献 1 に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないとされました (理由 1)。

引用文献 1. 特開 2005-296421 号公報

また、本願は、請求項 1 に係る発明が明確でないとの点で特許法第 36 条第 6 項第 2 号に規定する要件を満たしていないとされました (理由 2)。

これを受けて、**出願人は特許請求の範囲を下記のとおり補正しました。**かかる補正により拒絶の理由は解消されました。以下にその理由を述べます。

【請求項 1】

電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。

(次頁へ)

(前頁より)

(2) 補正について

今回の補正では、請求項1において、次の4つの事項を明記しました。

- 1) 本願発明は電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であること。
- 2) その卵焼き器の電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されていること。
- 3) その加熱調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられること。
- 4) 長方形の部分の両側につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていること。

これらの事項は、出願明細書の【0001】や【0007】、【図1】の記載から自明です。ちなみに、本願発明が電磁調理器用の卵焼き器であることは【0001】に「本発明は・・・電磁調理器を使用したときに・・・」と説明されており、柄付きであること、及び円形部分が柄付き卵焼き器の柄の部分を除いた加熱調理部であることは【図1】に明示されているとおりです。

また、請求項2においては、円形の加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称形状であることを規定しましたが、これも又【図1】に明示されているとおりであり、明細書中にも「中央」「両側」というように、その概念は存在します。

特許請求の範囲と共に明細書も補正しましたが、これは請求項1の補正に伴う記載の不整合を解消するための不明瞭な記載の釈明を目的とした形式的な補正、及び誤記の訂正です。なお、明細書の補正において、円形調理部の「中央」が「柄の延長線部分」であることを説明しましたが、これは【図1】の記載より自明です。

したがって、今回の補正に問題はありません。

(次頁へ)

発明を限定することによって引用文献1との違いを明確にした。ただし、1)は引用文献1と同じであり、2)は引用文献1に記載がある。したがって有効なのは3)と4)である。

また、補正の根拠となる明細書の記載を具体的に明示し、あとから付け加えたのではなく最初から書かれていたことをよりわかりやすく書き直したものであることを主張している。なお、特許出願の際の書類に記載されていない内容をあとから付け加えることは許されない。

(前頁より)

(3) 本願発明について

本願の請求項1に係る発明(以下、本願発明)の電磁調理器用卵焼き器では、電磁誘導加熱による加熱調理部が加熱効率のよい円形とされています。円形調理部の加熱効率がよい理由は次のとおりです。

電磁調理器のコイルは円形です。加熱調理部が四角形であると、調理部の四隅がコイルからはみ出すか、コイルの周囲が調理部からはみ出し、効率低下が生じます。これに対し、**加熱調理部が円形であると、調理部とコイルの形状を一致させることができ、はみ出しをなくすることができます。**また、いずれかが外側へはみ出すにしても、そのはみ出し量が周囲で均等になり、極端なロスが生じません。このため、本願発明では加熱調理部を円形としました。

しかし、加熱調理部が円形であると、オムレツはできても、卵焼きはできません。そこで、**円形の加熱調理部の中央に長方形の卵焼き部を形成しました。**卵焼き部が加熱調理部の中央、すなわち柄の延長線部分にあるため、**卵焼き部を最大限広く確保することができるのみならず、重心的にも作業的に従来の角形卵焼き器と同様に、違和感なく自然な感覚で調理作業を行うことができます。**

その反面、卵焼き部の両側に、円の一部からなる形状の余剰部分ができます。本願発明では、この**両側の余剰部分を、つけ合わせなどを調理できる部分として利用しました。**

これにより、本願発明は「本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに**効率よく電磁誘導加熱を利用できる**ようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、**卵焼きと同時につけ合わせなども調理できる**ようにしたものである」【0001】、「電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる」【0006】という効果を奏します。

(次頁へ)

この発明の考え方と具体的構成を述べ、それによって得られる効果を主張している。

(前頁より)

(4) 引用文献との比較

ご指摘のとおり「引用文献1には、仕切りによって卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を設けた卵焼き器が記載され」ています。また、特に指摘はありませんが、調理部の形状が円形でもよい旨も記載されています【0011】。

しかしながら、この調理器は、ガスコンロや電熱器で調理行う通常の卵焼き器であり、電磁誘導加熱による電磁調理器用ではありません。

しかも、卵焼きを行う部分は、調理部が矩形の場合、中心線の片側にあり、中央部には存在しません。すなわち、引用文献1に示された卵焼きは左右対称形状ではありません。したがって、仮に調理部が円形の場合でも、その中央部に卵焼き部を形成するという発想は生まれませんし、また、その卵焼き部を長方形とする発想も生まれません。

引用文献1に記載された卵焼き器は、単に卵焼きと他の調理を同時並行して行うことができる仕切り付きの調理器に過ぎません。また、その卵焼き器は、左右対称の形状ではないので、円形の調理部の中央に長方形の卵焼き部を配置し、その両側につけ合わせ調理部を配置するという左右対称的な本願重要構成も教示されません。

したがって、引用文献1に記載の発明から、本願発明が容易想到という指摘は当たりません。

本願発明の卵焼き器は、電磁調理器用であって、なおかつ円形調理部の中央に長方形の卵焼き部を形成した、丸と角を組み合わせた異形で、しかも左右対称な、形状的にも機能的にも、非常に特徴的な調理器であることをご理解下さい。

(5) 以上に述べましたとおり、引用文献1に記載された発明は、単なる仕切り付きの調理器です。これに対し、本願発明の卵焼き器は円の中央に長方形の卵焼き部を配した異形で対称的な調理器です。この特徴的構成により、本願発明は卵焼きとつけ合わせ料理をエネルギー的に効率よく、また従来と変わらない自然な感覚で作業性よく調理することができます。この特徴構成及び作用固効果を引用文献1は一切示唆開示していません。したがって、引用文献1に記載の発明から本願発明が容易想到との指摘は当たりません。

このように、本願発明は特許法第29条第2項の規定に該当しないことが明らかですので、再度ご審査をお願い致します。

引用文献1に記載の発明についてその考え方を認定し、引用文献1に記載の発明の考え方からこの発明の考え方に容易に到達することはできないことを主張している。

10-6-2. 補正書

【書類名】	手続補正書
【整理番号】	H18-02010
【提出日】	平成 20 年 7 月 28 日
【あて先】	特許庁長官 鈴木 隆史殿
【事件の表示】	
【出願番号】	特願 2006- 55486
【補正をする者】	
【識別番号】	506071139
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇
【代理人】	
【識別番号】	100123467
【弁理士】	
【氏名又は名称】	柳館 隆彦
【発送番号】	287705
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	特許請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	特許請求の範囲
【請求項 1】	
	<u>電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。</u>
【請求項 2】	
	<u>請求項 1 に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。</u>
【手続補正 2】	
(略)	

正式な書類名は「手続補正書」である。補正をする箇所に下線を付す。

10-6-3. 私見

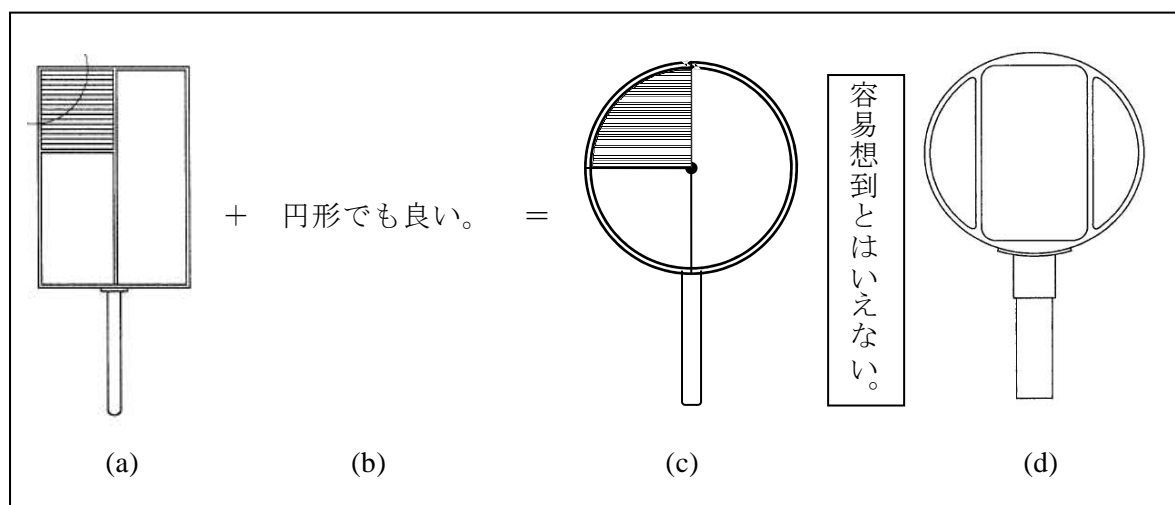


図 54 意見書における引用文献との比較

引用文献 1 に記載の卵焼き器(図 4(a))及び引用文献 1 に「円形(、楕円形)でも良い。」と記載されていること(図 4(b))から、当業者(卵焼き器を作る人。)にとって容易に思いつく卵焼き器は図 4(c)に示すものであって、この発明の卵焼き器(図 4(d))は、当業者にとって容易に思いつくことができるものではないとの主張である。

しかしながら、当業者にとって、卵を焼く部分が長方形でなければ卵焼きを作ることができないことは技術常識といえるから、図 4(c)に示す卵焼き器が卵焼き器としての機能を果たすことができないことは明らかである。したがって、円形調理部に長方形の部分設けることは必然であり、その際、この発明の卵焼き器(図 4(d))のように円形調理部の中央に長方形の部分設けることに格別の困難があるとは認められないと考えられる。

10-7. 特許をすべき旨の査定

特許法 51 条 (特許査定)

審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

10-7-1. 特許査定

特許査定

特許出願の番号	特願 2006-055486
起案日	平成 21 年 1 月 20 日
特許庁審査官	結城 健太郎 3024 3L00
発明の名称	電磁調理器用卵焼き器
請求項の数	2
特許出願人	〇〇 〇〇
代理人	柳館 隆彦

この出願については、拒絶の理由を発見しないから、特許査定をします。

10-7-2. 特許証



図 55 特許証(見本)³³

³³ 特許庁ホームページより。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/touroku/genbo_mihon.htm

10-7-3. 特許公報

		J P 4 2 6 0 8 1 3 B 2 2 0 0 9 . 4	
(19) 日本国特許庁(JP)	(12) 特 許 公 報(B2)	(11) 特許番号 特許第4260813号 (P4260813)	
(45) 発行日 平成21年4月30日(2009.4.30)	(24) 登録日 平成21年2月20日(2009.2.20)		
(51) Int. Cl. F 1			
A 4 7 J 37/10 (2006.01)	A 4 7 J 37/10	3 0 1	
A 4 7 J 27/00 (2006.01)	A 4 7 J 27/00	1 0 7	
請求項の数 2 (全 4 頁)			
(21) 出願番号 特願2006-55486 (P2006-55486)	(73) 特許権者 506071139	茨田 陽介	
(22) 出願日 平成18年2月1日(2006.2.1)	奈良県生駒市儀口町1328番地1		
(65) 公開番号 特開2007-203017 (P2007-203017A)	(74) 代理人 100123467	弁理士 柳館 隆彦	
(43) 公開日 平成19年8月16日(2007.8.16)	(72) 発明者 茨田 陽介	奈良県生駒市儀口町1328番地1	
審査請求日 平成18年4月21日(2006.4.21)	審査官 結城 健太郎		
最終頁に続く			
(54) 【発明の名称】 電磁調理器用卵焼き器			
(5 7) 【 特 許 請 求 の 範 囲 】			
【 請 求 項 1 】			
電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。			
【 請 求 項 2 】			
請求項1に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。			
【 発 明 の 詳 細 な 説 明 】			
【 技 術 分 野 】			
【 0 0 0 1 】			
本発明は、卵焼き器に関するものであり、卵焼き器の形状を円形にすることによって、電磁調理器を使用したときに効率よく電磁誘導加熱を利用できるようにしたものである。また卵焼き器本来の四角形を中心部に保持しながら、円形にすることでできた側部を利用することで、卵焼きと同時につけ合わせなども調理できるようにしたものである。			
【 背 景 技 術 】			
【 0 0 0 2 】			
従来の卵焼き器は形状が四角形であり、電磁調理器を使用する際に効率よく電磁誘導加熱を利用するのに適した形状のものはない。特許文献1は従来の卵焼き器の盤面をおうと			

(2)

J P 4 2 6 0 8 1 3 B 2 2 0 0 9 . 4

波状にしたに留まっており、また、特許文献2、特許文献3は目玉焼きを調理するためのものである。特許文献4は、フライパンに区切りをつけることで同時に多種の料理が調理できるが、電磁調理器に対してその形状が電磁誘導加熱を効率よく利用するのに適した形状ではなく、特許文献5、特許文献6は、フライパンに区切りがあるものの、卵焼きを調理するのには適さないと考えられる。

【特許文献1】特開2001-252201号公報

【特許文献2】特開2003-061833号公報

【特許文献3】特開2000-262413号公報

【特許文献4】特開2005-287580号公報

【特許文献5】特開平6-075334号公報

【特許文献6】特開平6-048543号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0003】

従来ものでは単独で同時に卵焼きと付け合せの調理が行えず、調理時間とエネルギーに無駄があった。本発明はこの無駄を省くことを課題とする。

【課題を解決するための手段】

【0004】

この課題を解決するための請求項1の発明は、電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器である。

【0005】

請求項1の発明に係る電磁調理器用卵焼き器は、加熱調理部の平面形状を円形にすることで電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用を目的とする卵焼き器である。また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理できる部分を両側に持つ。請求項2の発明に係る電磁調理器用卵焼き器は、特に、円形の加熱調理部を、柄の延長線を挟んで左右対称形状としたものである。

【発明の効果】

【0006】

本発明により電磁誘導加熱の効率的かつ有効利用ができ、また、卵焼きを作りながら同時につけ合わせなどを調理でき、調理時間を短縮しエネルギーの無駄を省くことができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0007】

図1は本発明の実施形態を示す電磁誘導用卵焼き器の平面図である。本実施形態の電磁誘導用卵焼き器は、電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部を円形にし、その円形調理部の中央、すなわち柄の延長線部分に卵焼きのための長方形の部分をもうけ、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分をもうけた左右対称な平面形状を有している。

【0008】

本発明に係る卵焼き器は、工業的に量産することが可能であるため、産業上の利用可能性を有する。

【図面の簡単な説明】

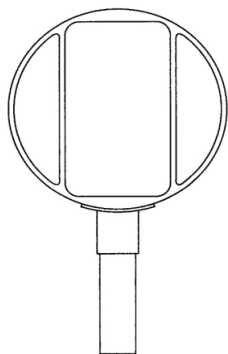
【0009】

【図1】本発明の実施形態を示す電磁調理器用卵焼き器の平面図である。

(3)

J P 4 2 6 0 8 1 3 B 2 2 0 0 9 . 4

【 図 1 】



(4)

J P 4 2 6 0 8 1 3 B 2 2 0 0 9 . 4

フロントページの続き

(5 6) 参考文献 特開2005-296421 (J P , A)
実開昭53-038566 (J P , U)
実開昭55-119031 (J P , U)
実開昭59-098835 (J P , U)
実開平6-75334 (J P , U)

(5 8) 調査した分野(Int . Cl . , DB名)
A47J 37/10

11. 特別講義(1)

12. 特別講義(2)

13. 特別講義(3)

14. 知的財産の国際的動き

学修のポイント

知的財産に関する条約、南北問題、模倣品・海賊版問題を考える。

条約

工業所有権(産業財産権)の保護

パリ条約

手続の簡素化

特許：特許協力条約(PCT)

商標：マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)

意匠：ハーグ協定のジュネーブ改正協定

著作権関係条約

ベルヌ条約

ローマ条約

知的所有権の保護

TRIPs 協定

南北問題

①医薬品

②遺伝資源と伝統的知識

③フォークロア

模倣品・海賊版問題

税関による差止

ACTA

14-1. パリ条約

パリ条約 : Convention de Paris pour la protection de la propriété industrielle

正式名称

「1900年12月14日にブラッセルで、1911年6月2日にワシントンで、1925年11月6日にヘーグで、1934年6月2日にロンドンで、1958年10月31日にリスボンで及び1967年7月14日にストックホルムで改正され、並びに1979年9月28日に修正された**工業所有権の保護に関する1883年3月20日のパリ条約**」

加盟国 : 171ヶ国(2008年)

工業所有権 : 産業財産権(特許、実用新案、意匠、商標)等

パリ条約1条 同盟の形成・工業所有権の保護の対象

- (1) この条約が適用される国は、**工業所有権の保護のための同盟**を形成する。
- (2) 工業所有権の保護は、**特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止**に関するものとする。
- (3) **工業所有権の語は、最も広義に解釈するものとし**、本来の工業及び商業のみならず、農業及び採取産業の分野並びに製造した又は天然のすべての産品(例えば、ぶどう酒、穀物、たばこの葉、果実、家畜、鉱物、鉱水、ビール、花、穀粉)についても用いられる。

パリ条約の三原則

- ①内国民待遇の原則
- ②優先権制度
- ③特許独立の原則

①内国民待遇の原則

工業所有権保護に関して内国民と外国人との間に差異を設けてはならない。

パリ条約2条 同盟国の国民に対する内国民待遇等

- (1) 各同盟国の国民は、工業所有権の保護に関し、この条約で特に定める権利を害されることなく、他のすべての同盟国において、当該他の同盟国の法令が内国民に対し現在与えており又は将来与えることがある利益を享受する。すなわち、同盟国の国民は、内国民に課される条件及び手続に従う限り、**内国民と同一の保護**を受け、かつ、自己の権利の侵害に対し内国民と同一の法律上の救済を与えられる。

②優先権制度

後の出願について最初の出願時にしたと同様の取扱いを受けることができる。
地理的・手続的不平等を解消

パリ条約4条 優先権

A (1) いずれかの同盟国において正規に特許出願若しくは実用新案、意匠若しくは商標の登録出願をした者又はその承継人は、他の同盟国において出願することに関し、以下に定める期間中優先権を有する。

B すなわち、A(1)に規定する期間の満了前に他の同盟国においてされた後の出願は、その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けないものとし、また、これらの行為は、第三者のいかなる権利又は使用の権能をも生じさせない。優先権の基礎となる最初の出願の日前に第三者が取得した権利に関しては、各同盟国の国内法令の定めるところによる。

C (1) A(1)に規定する優先期間は、特許及び実用新案については12箇月、意匠及び商標については6箇月とする。

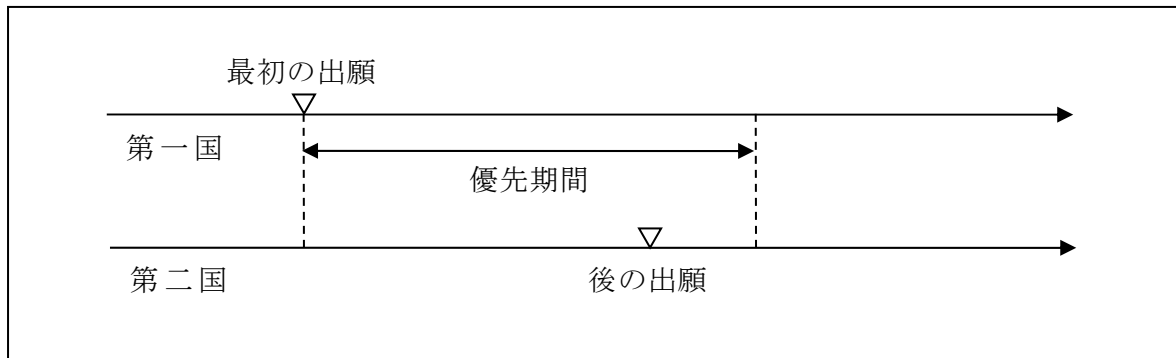


図 56 優先権制度

第一国として日本に特許出願をし、それから12ヶ月以内に第二国として米国に同じ内容の特許出願をした。その場合、米国における新規性・進歩性の判断は米国に特許出願をした日ではなく日本に特許出願をした日を基準に行われる。それが「その間に行われた行為、例えば、他の出願、当該発明の公表又は実施、当該意匠に係る物品の販売、当該商標の使用等によつて不利な取扱いを受けない」という記載の意味である。

③特許独立の原則

同一の発明について他の国において取得した特許とは独立

パリ条約4条の2 各国の特許の独立

(1) 同盟国の国民が各同盟国において出願した特許は、他の国(同盟国であるか否かを問わない。)において同一の発明について取得した特許から独立したものとする。

例えば、日本と米国に同じ内容の特許出願をした場合、日本において特許になったからといって、必ずしも米国においても特許になるとは限らない。

14-2. 特許協力条約(PCT)

特許協力条約(PCT) : Patent Cooperation Treaty

正式名称「1970年6月19日にワシントンで作成され、1979年9月28日に修正され、1984年2月3日及び2001年10月3日に変更された特許協力条約」

パリ条約19条の特別取極

方式統一条約、審査は各国ごとに行われる。

加盟国：148ヶ国(2014年)

パリ条約19条 特別の取極

同盟国は、この条約の規定に抵触しない限り、別に相互間で工業所有権の保護に関する**特別の取極**を行う権利を留保する。

特許協力条約(PCT)の利点

- ①各国での出願日の確保
- ②移行国の最適化
- ③出願内容の最適化
- ④外国出願費用の削減

①各国での出願日の確保

国際出願日がすべての加盟国(148ヶ国)に対する出願日となる。日本語で日本の特許庁に国際出願することができる。

②移行国の最適化

加盟国(148ヶ国)のうちどの国で特許権を取得したいかを国際出願後に決定することができる。

③出願内容の最適化

日本の特許庁に国際出願をすれば日本の特許庁が特許調査(国際調査)を行い特許になりそうかどうかの見解(国際調査見解書)を示してくれる。これに基づいて、国際出願の内容を補正することができる。

④外国出願費用の削減

国際調査の結果、特許を取得するのが難しいようであれば移行国を減らすことができる。これによって、外国出願に要する費用を削減することができる。

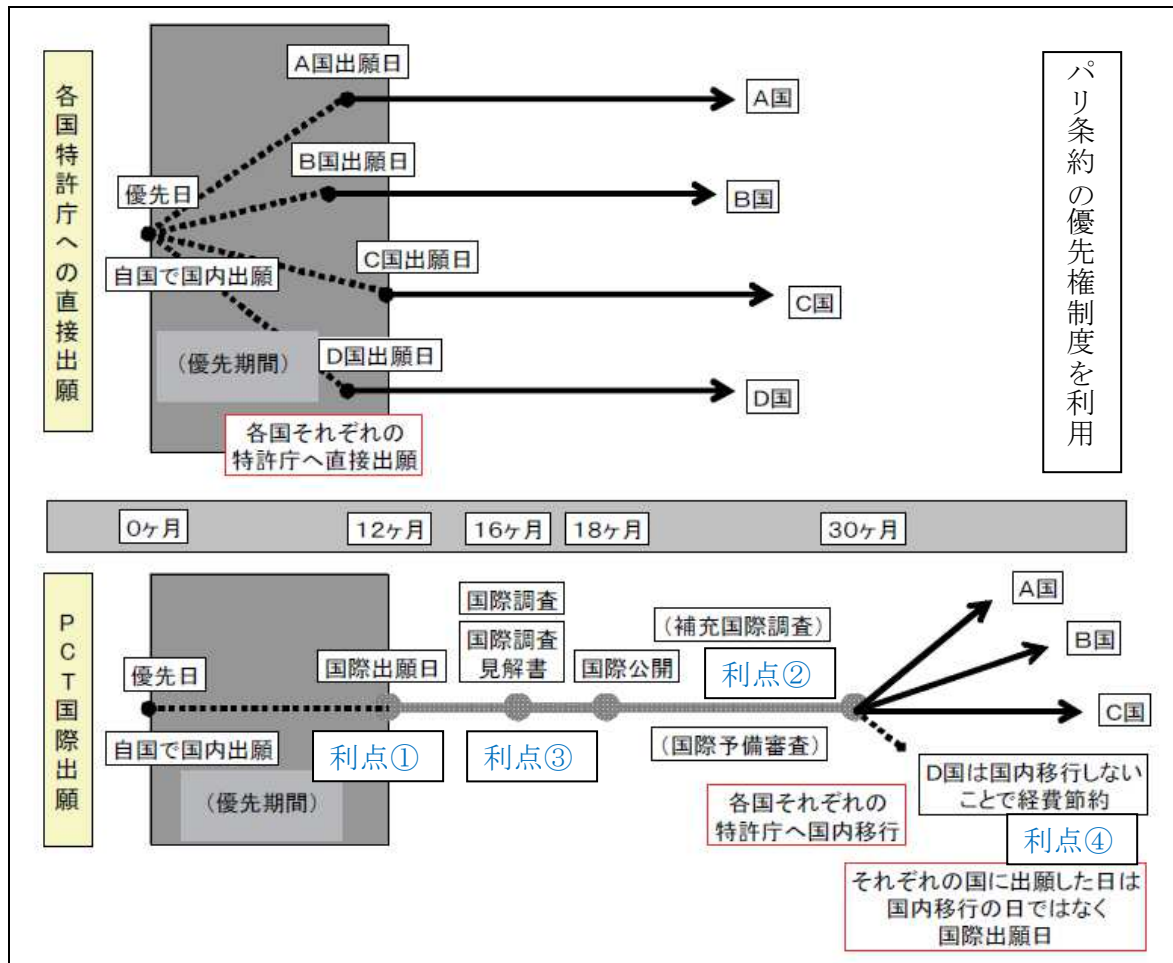


図 57 時間軸で比較した「直接出願ルート」と「PCT ルート」³⁴

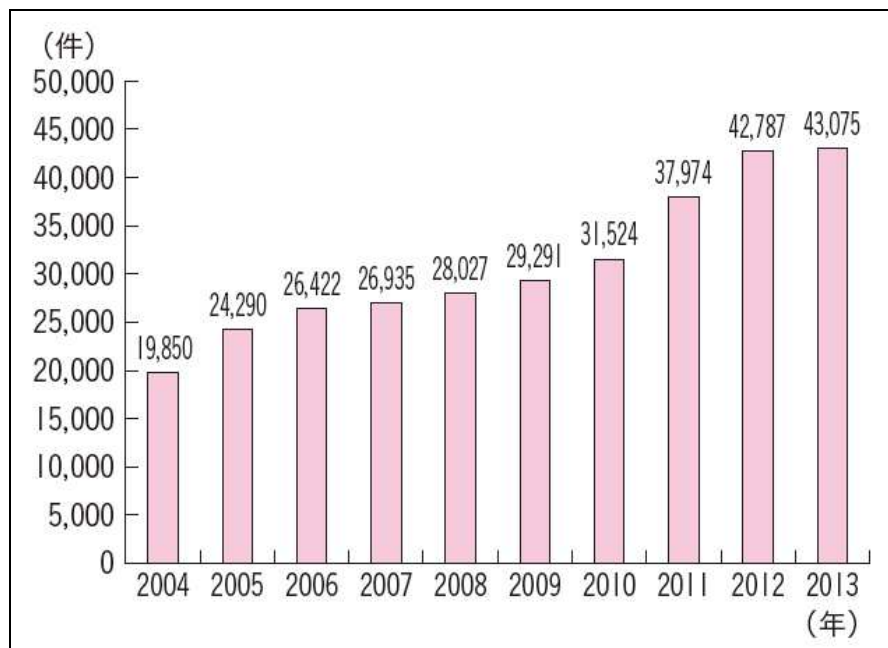


図 58 PCT 国際出願件数の推移³⁵

³⁴ 特許庁『PCT 国際出願制度と手続の概要』(2014 年)4 頁。
http://www.jpo.go.jp/seido/s_tokkyo/pdf/s_tokkyo/text.pdf

14-3. マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)

マドリッド協定議定書(1989年)

正式名称「標章の国際登録に関するマドリッド協定の1989年6月27日にマドリッドで採択された議定書」

パリ条約19条の特別取極

締約国：91ヶ国(2014年)

マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)という名前の条約
特許協力条約(PCT)と同様の仕組みを商標に導入

マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)の手続

- ①本国に商標登録出願していること
又は本国に商標登録されている商標を有すること
- ②本国官庁を通じ、商標の保護を求める締約国を指定(領域指定)
国際事務局(WIPO³⁶)に国際出願
- ③国際登録簿に国際登録

マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)の利点

- ①手続の簡素化
- ②書類作成の容易化(日本国特許庁へは英語)
- ③管理の簡便化(国際事務局(WIPO)の国際登録簿)
- ④経費の削減
- ⑤審査の迅速化(拒絶理由は通報から1年又は18月以内)
- ⑥保護の拡張(指定国、指定商品役務の事後指定可能)

³⁵ 特許庁『特許行政年次報告書2014年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

³⁶ 世界知的所有権機関。ジュネーブに本部を置く。
World Intellectual Property Organization

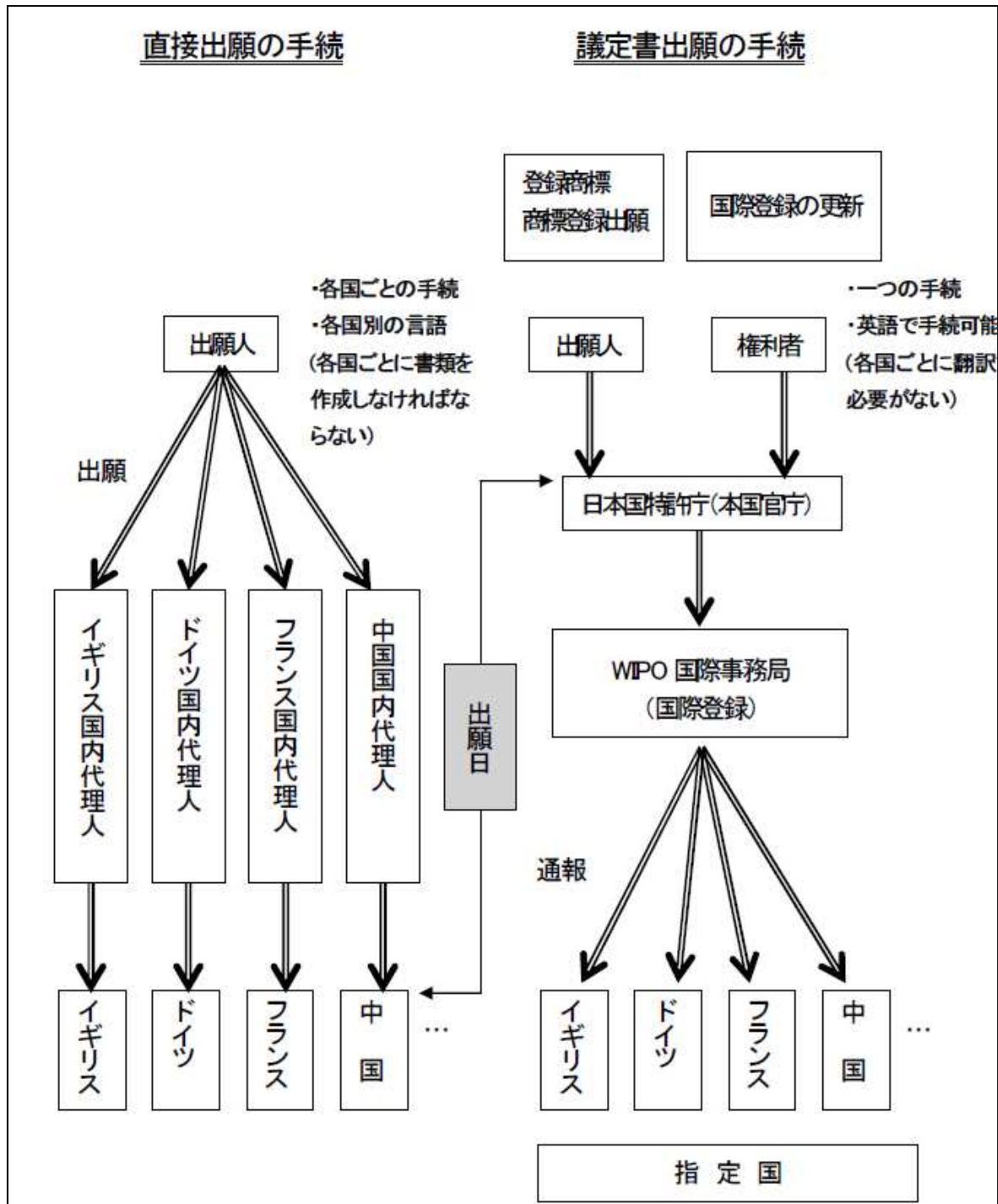


図 59 外国への直接出願と議定書出願の手続比較³⁷

³⁷ 特許庁『平成 25 年度知的財産権制度説明会(実務者向け)テキスト』(2013 年)。
https://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/h25jitumu-madopro.htm



図 60 日本から外国への出願(国際登録出願件数)³⁸

³⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2014 年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/nenji/nenpou2014_index.htm

14-4. ハーグ協定のジュネーブ改正協定

ハーグ協定のジュネーブ改正協定(2003年)

正式名称「意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定」

締約国：47ヶ国(2015年)

ハーグ協定のジュネーブ改正協定という名前の条約

マドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)と同様の仕組みを意匠に導入

国際調査等の制度がなく、国際事務局(WIPO)の国際登録簿によって管理される点で

特許協力条約よりもマドリッド協定議定書(マドリッド・プロトコル)に類似

日本では2015年5月13日より利用可

ハーグ協定のジュネーブ改正協定の利点

- ① 手続の簡素化
- ② 書類作成の容易化(英語、フランス語又はスペイン語のいずれか)
- ③ 管理の簡便化(国際事務局(WIPO)の国際登録簿)
- ④ 経費の削減
- ⑤ 審査の迅速化(拒絶理由は国際公表から6月又は12月以内)

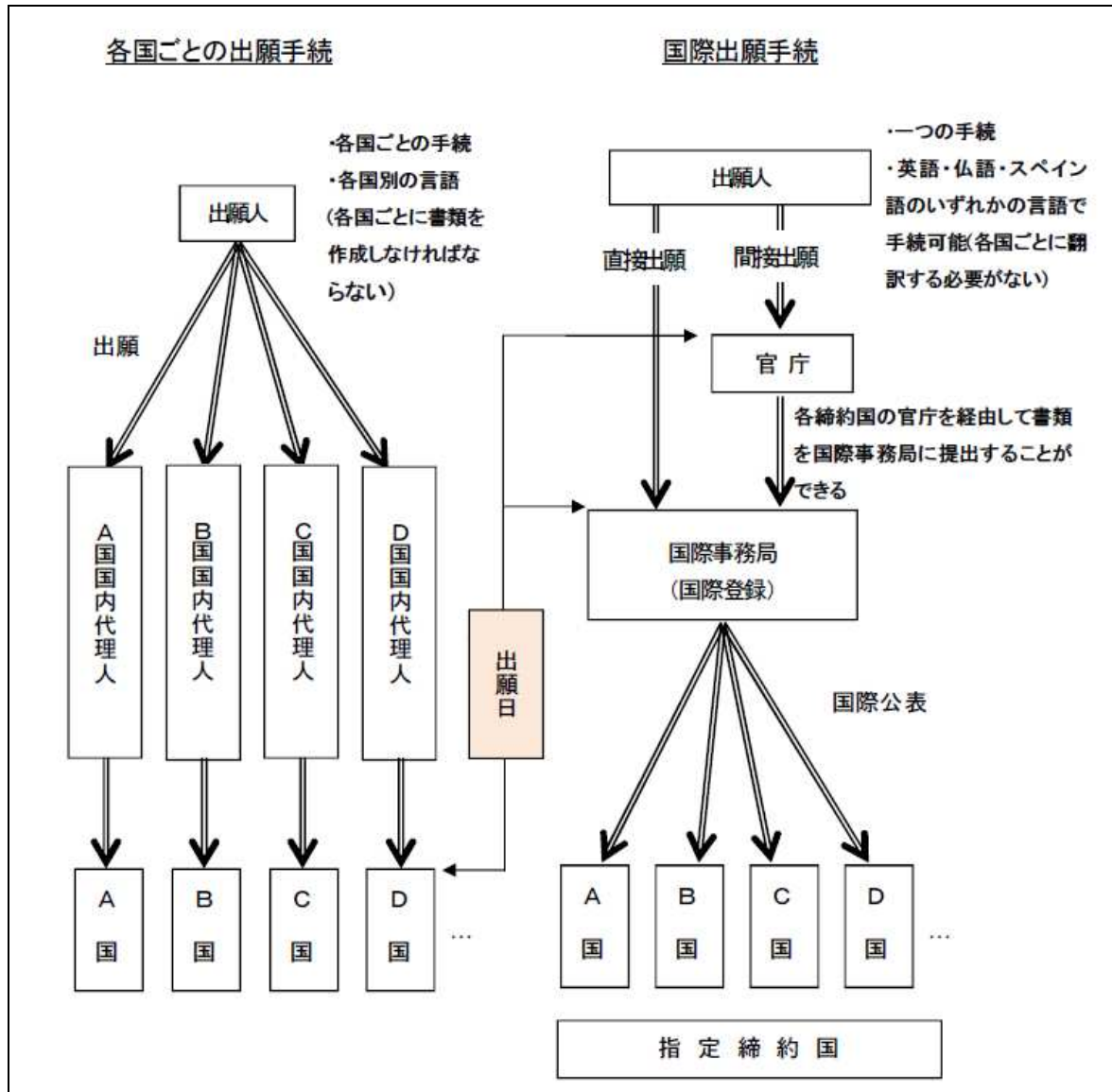


図 61 各国ごとの出願と国際出願の手続比較³⁹

³⁹ 特許庁「ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく意匠の国際出願の手続」(2015年)。
https://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/pdf/h26_isho_text/02.pdf

14-4. 著作権関係条約

著作権関係条約

- ①ベルヌ条約
- ②ローマ条約

ベルヌ条約(1886年)

正式名称「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」

ローマ条約(1961年)

正式名称「実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約」

ベルヌ条約の基本原則

- ①無方式主義
- ②内国民待遇

ベルヌ条約五条 〔保護の原則〕

- (1) 著作者は、この条約によつて保護される著作物に関し、その著作物の本国以外の同盟国において、その国の法令が自国民に現在与えており又は将来与えることがある権利及びこの条約が特に与える権利を享有する。
- (2) (1)の権利の享有及び行使には、いかなる方式の履行をも要しない。その享有及び行使は、著作物の本国における保護の存在にかかわらない。したがつて、保護の範囲及び著作者の権利を保全するため著作者に保障される救済の方法は、この条約の規定によるほか、専ら、保護が要求される同盟国の法令の定めるところによる。
- (3) 著作物の本国における保護は、その国の法令の定めるところによる。もつとも、この条約によつて保護される著作物の著作者がその著作物の本国の国民でない場合にも、その著作者は、その著作物の本国において内国著作者と同一の権利を享有する。

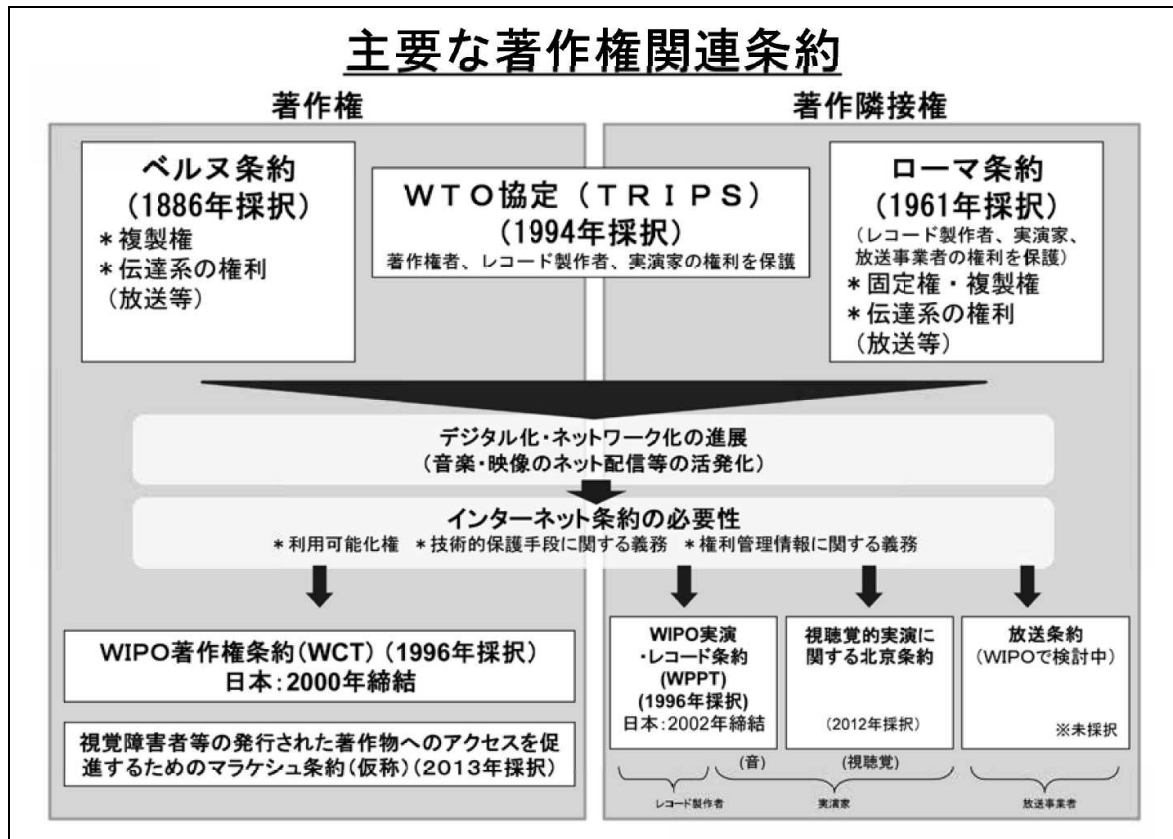


図 62 主要な著作権関連条約⁴⁰

⁴⁰ 文化庁長官官房著作権課『著作権テキスト』(2014年)46頁。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/text/pdf/h26_text.pdf

14-5. 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定(TRIPs 協定)

TRIPs 協定(1994 年) (「とりっぷす」と発音する。)

正式名称「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」

"Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights"

世界貿易機関(WTO)を設立するマラケシュ協定の附属書 1C

TRIPs 協定における知的所有権

著作権及び関連する権利

商標 地理的表示

意匠 特許

集積回路の回路配置

開示されていない情報

契約による実施許諾等における反競争的行為の規制

パリ条約が工業所有権の保護を目的とするのに対し、TRIPs 協定が対象とする知的所有権はより広範なものとなっている。

TRIPs 協定の基本原則

①パリ・プラス・アプローチ

②内国民待遇

③最恵国待遇

①パリ・プラス・アプローチ

パリ条約よりも高度の保護を規定

TRIPs 協定 2 条 知的所有権に関する条約

(1) 加盟国は、第 2 部、第 3 部及び第 4 部の規定について、1967 年のパリ条約の第 1 条から第 12 条まで及び第 19 条の規定を遵守する。

(2) 第 1 部から第 4 部までの規定は、パリ条約、ベルヌ条約、ローマ条約及び集積回路についての知的所有権に関する条約に基づく既存の義務であって加盟国が相互に負うことのあるものを免れさせるものではない。

②内国民待遇

パリ条約による保護を超える範囲についても内国民待遇を適用することを明確化

TRIPs 協定 3 条 内国民待遇

(1) 各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える。

③最恵国待遇

加盟国間の差別を禁止

TRIPs 協定 4 条 最恵国待遇

知的所有権の保護に関し、加盟国が他の国の国民に与える利益、特典、特権又は免除は、他のすべての加盟国の国民に対し即時かつ無条件に与えられる。

14-6. 知的財産に関する南北問題

一般論

先進国(北半球の国々)：知的財産の保護によりイノベーションを促進

途上国(南半球の国々)：知的財産の保護は自国の利益を阻害

具体論

①医薬品

②遺伝資源と伝統的知識

③フォークロア

14-6-1. 医薬品

新薬の開発には多額の研究開発費を要するため高価である。

特許権によって保護されている(研究開発費の回収)。

途上国の国民は購入することができない。

貧富の差によって受けることができる医療に差があつてよいのか(倫理的問題)。

南アフリカ共和国

1997年：エイズ治療薬特許の適用を政府が制限

エイズ治療薬(後発医薬品)輸入

2001年：先進国企業による訴訟

反対運動、訴訟取下げ、製造原価による提供

ブラジル

1998年：米国企業の特許権が存在するにも関わらずエイズ治療薬の国内生産開始

米国、世界貿易機関(WTO)へ提訴

2001年：和解

ブラジルの公的機関による生産と無償配布

世界貿易機関(WTO)

2001年：TRIPs協定と公衆の健康に関する特別宣言(ドーハ宣言)

強制実施権許諾(自国生産)について

エイズ、結核、マラリア等の感染症が理由となりうることを認めた。

2003年：ドーハ宣言パラグラフ6の実施についての決定

先進国への還流防止策を採ること。

輸入を認める。

カナダからルワンダへエイズ治療薬を輸出(2008年、2009年)

インド

2012年：バイエル社の腎臓がん・肝臓がん治療薬特許に強制実施権許諾
感染症ではない。

NGO 国境なき医師団はこれを支持

医薬品に限った問題ではない(医療機器等)。

途上国における生産の信頼性

根本的な解決には至っていない。

皆さんはどう考えるか。

14-6-2. 遺伝資源と伝統的知識

ニチニチソウ(マダガスカル原産)、糖尿病治療の伝統的民間薬

米国 Eli Lilly 社(「イーらいりりー」と発音する。)

ビンブラスチン(ホジキン病有効成分)とビンクリスチン(小児白血病有効成分)単離
特許取得

伝統的知識があればこそ発見できた遺伝資源

マダガスカルへは還元なし。

こう書くと、すごく悪い会社に見えるが、その貢献は偉大

1992年：生物多様性条約(Convention on Biological Diversity、CBD)

原産国が主権的権利を有することを認めた。

しかし、有効に機能しているわけではない。

皆さんはどう考えるか。

14-6-3. フォークロア

伝統的文化

文化的価値と尊厳、表現の自由との対立

①言語(民話等)

②音楽(民謡等)

③演舞(舞踊、祭式等)

④美術(民芸品等)

先進国の企業が自国における商売に使う。

例えば、途上国において宗教的意味のあるデザインを日用品に流用するなど

皆さんはどう考えるか。

14-7. 模倣品・海賊版問題

国内：税関による差止

海外：外国における知的財産権の取得

14-7-1. 国内

「百貨店に偽ブランド納品、容疑の業者を家宅捜索 警視庁」
(2014/2/12 23:56 日本経済新聞 電子版)

大手百貨店の催し物売り場などで米国の人気ブランド「チャン・ルー」の偽物のブレスレットが販売されていた問題で、警視庁生活経済課は 12 日、販売したアクセサリ販売会社「マルヤマ商会」(静岡県小山町)の関係先 3 カ所を商標法違反容疑で家宅捜索した。押収した資料を分析し、同社の仕入れルートなどの解明を目指す。

偽物が販売されていたのはそごう・西武、大丸松坂屋百貨店、三越伊勢丹、京王百貨店の計 8 店舗の売り場…

大手百貨店において販売されていたことが話題になった。しかし、大半はネットで売られている。

「偽ブランド品輸入差し止め、過去最多 9 割超が中国から」
(2015/3/5 09:12 朝日新聞 DIGITAL)

2014 年に全国の税関が差し止めた偽ブランド品などの「知的財産侵害物品」が、前年より 14% 増えて 3 万 2 0 6 0 件にのぼり、3 年連続で過去最多を更新した。中国からの輸入が 92.2% で、5 年連続で 9 割超を占めた。

財務省が 4 日発表した。品目別にみると、ハンドバッグや財布などの「バッグ類」が 1 万 1 9 8 8 件、サッカー日本代表のユニホームなどの「衣類」が 7 4 3 4 件、スマートフォンケースなどの「携帯電話と付属品」が 3 3 3 1 件と多かった。財務省関税局は「中国の税関にも輸出させない努力を求め、協力しながら取り締まっていく」としている。(細見るい)



図 63 偽の「シャネル」や「ポール・スミス」のスマートフォンケース＝東京都千代田区の財務省(2015/3/5 09:12 朝日新聞 DIGITAL)

模倣品・海賊版撲滅キャンペーン

模倣品や海賊版を買うことは、他人に迷惑をかけるだけでなく、自分の身にも損害や危険が降りかかる行為です。



何気におしゃれだし、賢い買物でしょ？

ニセモノは、いわば詐欺。

ブランド品と言われる商品は、高い品質を提供するために時間と労力をかけて創り上げたものです。その商品を模倣し販売することは、そんな努力を踏みにじる卑劣な行為と言えます。言い換えれば、知的財産権を侵害し、利益を詐取しているのです。決して買ってはいけません。



見分けがつかないから仕方ないじゃん。

ニセモノは、粗悪品。

信頼できる技術を持った人達が創る本物と違い、偽物は見せかけの誤魔化しだけの商品です。すぐに壊れたり、身体に有害な場合も多くあり、事故を起こす危険もあります。自分の身を守るためにも、偽物には近づかないようにしましょう。



だってすごく手軽に買えるんだもん。

ニセモノは、損をするモノ。

偽物を作っている人たちは、罪を犯すことに抵抗がないわけですから、絶対に信用してはいけません。ネット販売などで安過ぎる商品にむやみに手を出すと、商品が届かないこともあります。結果的に損することになりかねません。



安く手に入るから別にいいじゃん。

ニセモノは、犯罪組織の資金源。

模倣品を作ったり、売るとは犯罪行為です。社会にはこれを組織的に行い、資金源にしている犯罪グループが存在します。偽物を買うことは、反社会的行為を繰り返すこうしたグループに加担すると同じことなのです。



一度くらいどうってことないでしょ？

ニセモノは、トラブルを招くモノ。

偽物を作り、販売している人達は、犯罪を常習に行っている人達です。モラルなど皆無と思って間違いありません。もしもあなたの大切な個人情報を入力したら、簡単に流出させてしまうでしょう。偽物は一度でも買ってはいけません。



図 64 模倣品・海賊版撲滅キャンペーン⁴¹

⁴¹ 特許庁「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」。
<http://www.jpo.go.jp/mohouhin/26fy/campaign/index.html>

14-7-2. 海外



図 65 バンダイにおける中国模倣品対策⁴²

巧妙な模倣の事例(1)は著作権侵害により摘発

巧妙な模倣の事例(2)は中国の法改正が必要

⁴² 知的財産戦略本部ホームページより。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kenrihogo/dai5/5siryou8.pdf>



図 66 家電製品の模倣品⁴³



図 67 日本製を装った食品⁴⁴

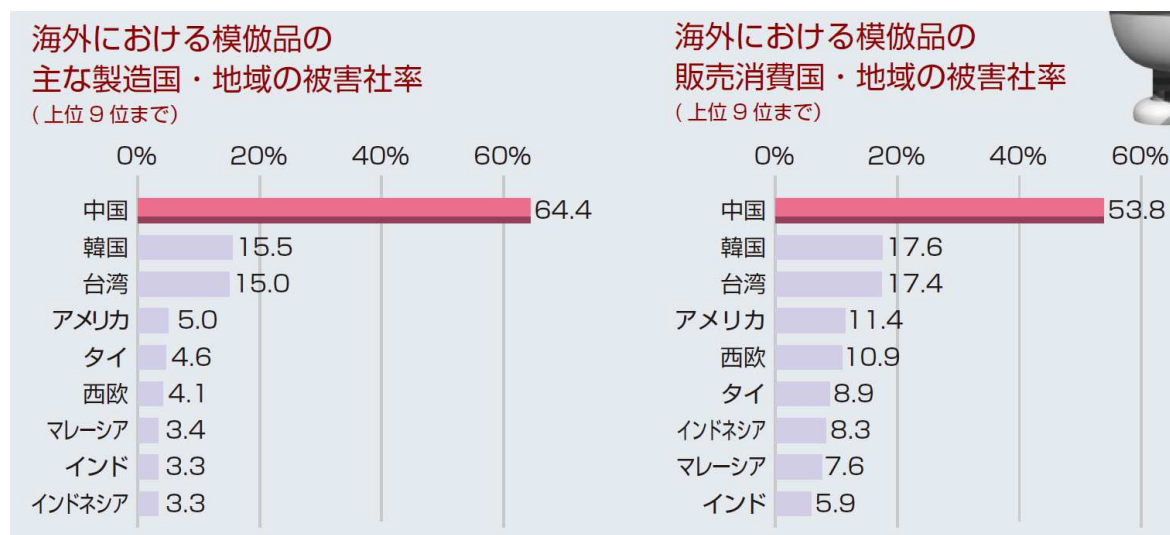


図 68 海外における模倣品の状況⁴⁵

⁴³ 日本知的財産協会ホームページより。

http://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/sympo/pdf/mofokinoshita.pdf

⁴⁴ 財団法人食品産業センター『食品産業模倣品対策の手引き』(2010年)9頁。模倣品ではないが包装袋に連絡先が記載された日本の企業は実在した。

<http://www.shokusan-sien.jp/sys/upload/166pdf29.pdf>

農林水産省『海外における農林水産物・食品に係る商標、模倣品等に関する調査』(2008年)

http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_report/h20/

⁴⁵ 日本貿易振興機構『中小企業のためのニセモノ対策』(2013年)3頁。



図 69 中国の海賊版 CD⁴⁶

「北京的風景：(7)CD」
 (2014年03月10日 毎日新聞 電子版)
 バンド名は「QUEEN」(中国語で「皇后楽隊」)なのに、メンバーは「ビートルズ」。北京市中心部にある秀水市場で、こんなCDが売られていた。同じ英国出身の4人組。いったい、どちらのバンドのCDなのか。店員に聞くと「QUEEN」という。価格80元(約1300円)。明らかに海賊版で、違法コピーをする際の印刷ミスのようなだ。

真正品の売上減少

信用の失墜

予防

現地での特許権、意匠権、商標権取得

法的措置をとる用意がある旨の告知

模倣を困難にする工夫

事後(中国の場合)

現地調査会社 : 製造元の特定

工商行政管理局⁴⁷ : 商標権侵害の摘発、不正競争行為の取締り

質量技術監督局 : 模倣品、粗悪品の摘発

海関(税関) : 知的財産権侵害貨物の輸出差止

人民法院(裁判所) : 損害賠償の請求

http://www.jetro.go.jp/theme/ip/basic/pamphlet/pdf/imitation_measure2014.pdf

⁴⁶ 「北京的風景：(7)CD」(2014年03月10日 毎日新聞 電子版)。

⁴⁷ 「中国、ニコンの一眼レフ販売停止命令 欠陥報道受け」(2014/3/16 23:59 日本経済新聞 電子版)。販売停止命令は上海市工商行政管理局による。

14-7-3. 偽造品の取引の防止に関する協定(ACTA)

ACTA(未発効) (「あくた」と読む。)

正式名称「偽造品の取引の防止に関する協定」

"Anti-Counterfeiting Trade Agreement"

模倣品・海賊版に対応するための国際的な枠組みを提案(日本・2005年)
ただし、未発効

ポイント(日本は対応済み)⁴⁸

①国境措置

輸入に加え、輸出・通過を規制

一回の差止申立により複数の貨物を対象

②デジタル環境

コンテンツ保護の技術的手段に対する保護

インターネット上の侵害対策措置

③刑事上の執行

侵害品の輸出・輸入を規制

違法ラベルに対する規制

映画の盗撮行為を規制

④民事上の執行

侵害に対する差止命令

損害賠償請求の容易化

侵害品の廃棄

⑤国際協力・執行実務

国際協力の推進

執行実務の強化

⁴⁸ 文化庁『偽造品の取引の防止に関する協定(仮称)(ACTA)について』(2012年)。
http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/kokusai/h23_02/pdf/sankou4_gijishidai_0120.pdf

15. 知的財産法の体系と学部で学ぶべきポイント

学修のポイント

これまでに説明しなかった知的財産に関する権利と法律を知る。
知的財産法の体系を復習し学部で学ぶべきポイントを理解する。

これまでに説明しなかった知的財産に関する権利

パブリシティ権

- ① 著名人
- ② 物

これまでに説明しなかった知的財産に関する法律

- ① 種苗法
- ② 半導体集積回路の回路配置に関する法律

知的財産法の体系(復習)

- ① 国内法
- ② 条約

学部で学ぶべきポイント

- ① 法律
- ② 技術・ブランド・コンテンツ
- ③ 言語

15-1. パブリシティ権

15-1-1. 著名人

最判平成 24 年 2 月 2 日民集 66 卷 2 号 89 頁〔ピンク・レディー事件〕
 3(1) 人の氏名、肖像等（以下、併せて「肖像等」という。）は、個人の人格の象徴であるから、当該個人は、人格権に由来するものとして、これをみだりに利用されない権利を有すると解される（氏名につき、最高裁昭和 58 年（オ）第 1311 号同 63 年 2 月 16 日第三小法廷判決・民集 42 卷 2 号 27 頁、肖像につき、最高裁昭和 40 年（あ）第 1187 号同 44 年 12 月 24 日大法廷判決・刑集 23 卷 12 号 1625 頁、最高裁平成 15 年（受）第 281 号同 17 年 11 月 10 日第一小法廷判決・民集 59 卷 9 号 2428 頁各参照）。そして、肖像等は、商品の販売等を促進する顧客吸引力を有する場合があります、このような顧客吸引力を排他的に利用する権利（以下「パブリシティ権」という。）は、肖像等それ自体の商業的価値に基づくものであるから、上記の人格権に由来する権利の一内容を構成するものといえることができる。他方、肖像等に顧客吸引力を有する者は、社会の耳目を集めるなどして、その肖像等を時事報道、論説、創作物等に使用されることもあるのであって、その使用を正当な表現行為等として受忍すべき場合もあるといえるべきである。そうすると、肖像等を無断で使用する行為は、①肖像等それ自体を独立して鑑賞の対象となる商品等として使用し、②商品等の差別化を図る目的で肖像等を商品等に付し、③肖像等を商品等の広告として使用するなど、専ら肖像等の有する顧客吸引力の利用を目的とするといえる場合に、パブリシティ権を侵害するものとして、不法行為法上違法となると解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、前記事実関係によれば、上告人らは、昭和 50 年代に子供から大人に至るまで幅広く支持を受け、その当時、その曲の振り付けをまねることが全国的に流行したというのであるから、本件各写真の上告人らの肖像は、顧客吸引力を有するものといえる。

しかしながら、前記事実関係によれば、本件記事の内容は、ピンク・レディーそのものを紹介するものではなく、前年秋頃に流行していたピンク・レディーの曲の振り付けを利用したダイエット法につき、その効果を見出しに掲げ、イラストと文字によって、これを解説するとともに、子供の頃にピンク・レディーの曲の振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するというものである。そして、本件記事に使用された本件各写真は、約 200 頁の本件雑誌全体の 3 頁の中で使用されたにすぎない上、いずれも白黒写真であって、その大きさも、縦 2.8 cm、横 3.6 cm ないし縦 8 cm、横 10 cm 程度のものであったというのである。これらの事情に照らせば、本件各写真は、上記振り付けを利用したダイエット法を解説し、これに付随して子供の頃に上記振り付けをまねていたタレントの思い出等を紹介するに当たって、読者の記憶を喚起するなど、本件記事の内容を補足する目的で使用されたものといえるべきである。

したがって、被上告人が本件各写真を上告人らに無断で本件雑誌に掲載する行為は、専ら上告人らの肖像の有する顧客吸引力の利用を目的とするものとはいえず、不法行為法上違法であるといえることはできない。

民法 709 条（不法行為による損害賠償）

故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

知的財産法には、パブリシティ権に関する規定はない。



図 70 本件記事⁴⁹

似たような権利としてプライバシー権と肖像権がある。これらの権利はすべての人が有するが、著名人については報道の自由の面から一部制限される。ただし、商売に使用する場合はやめさせることができる。これをパブリシティ権という。

パブリシティ権

肖像等の有する顧客吸引力の利用に関する権利

⁴⁹ 骨董通り法律事務所ブログより転載。
<http://www.kottolaw.com/column/000371.html>

15-1-2. 物

最判平成16年2月13日民集58巻2号311頁〔ギャロップレーサー事件〕
 上記各法律の趣旨、目的にかんがみると、競走馬の名称等が顧客吸引力を有するとしても、物の無体物としての面の利用の一態様である競走馬の名称等の使用につき、法令等の根拠もなく競走馬の所有者に対し排他的な使用権等を認めることは相当ではなく、また、競走馬の名称等の無断利用行為に関する不法行為の成否については、違法とされる行為の範囲、態様等が法令等により明確になっているとはいえない現時点において、これを肯定することはできないものというべきである。したがって、本件において、差止め又は不法行為の成立を肯定することはできない。



図 71 本件ゲームソフト⁵⁰

可哀想だが、法律上、人以外はすべて物として扱うので大切なペットも物であり競走馬も物である。物のパブリシティ権は認められなかった。この事件は、馬の肖像の話ではない。よほどのマニアでない限り、馬の肖像を見分けるのは困難であろう。ここでは、実在する競走馬の名称、オグリキャップやトウカイテイオー等が馬主の許可なくゲームにおいて使用されたことが問題となった。

⁵⁰ 株式会社コーエーテクモゲームスホームページより。
<http://www.gamecity.ne.jp/gallopracer/>

15-2. 種苗法

種苗法1条 (目的)
 この法律は、**新品種の保護のための品種登録に関する制度**、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的とする。



農業者の皆さん！気軽に穂木や種子などを他者に渡していませんか？

安易な登録品種の種苗の譲渡は、育成者権を侵害するばかりでなく、逆輸入など、その品種を生産している他の農家の皆さんにも甚大な影響を及ぼしかねません。種苗法を十分に理解し、産地づくりの柱となる優良品種を守りましょう！

※登録品種を利用(生産、譲渡等)する際は、育成者権者の許諾が必要です。許諾を得て利用する仕組みは、権利者の利益だけでなく、農業者自らが産地を守ることにもつながります。

自分の果樹の枝(穂木、剪定枝等)や採種した種子を他の農家等に渡すこと(譲渡)は有償無償を問わず種苗法に違反します。

【例えば…】

- ◆他産地からの見学者におみやげとして穂木や種子を渡していませんか？
- ◆果樹の剪定枝の処理を他人に委ねた際に種苗として利用される恐れはありませんか？



こんな場合は、農業者でも権利者の利用許可が必要です。

- ◆栄養繁殖植物のうち自家増殖が禁止されている植物(82種類)を増殖する場合
- ◆イチゴ等の種苗をメリクロン培養のように別の作業過程を経て増殖する場合
- ◆きのこの種菌を殺菌、空調等の設備を備えた培養センターのような特別な施設で増殖する場合
- ◆契約で自家増殖が禁止されている場合
- ◆自家増殖して余った種苗を近所の農家に配布する場合(有償、無償を問わない)



図 72 種苗法⁵¹

⁵¹ 農林水産省「登録品種の種苗は適正に利用しましょう!!」。
<http://www.hinsyu.maff.go.jp/pvr/pamphlet/130325tekiseiryoku.pdf>

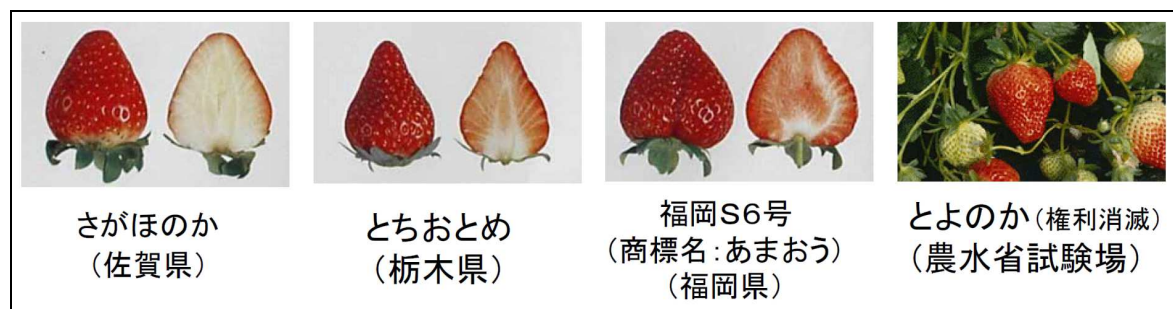


図 73 登録品種の例(いちご)⁵²

種苗法

新品種の保護のための品種登録に関する制度を定めた法律

⁵² 農林水産省『農林水産業・食品産業における知的財産の創造・保護・活用について』(2007年)。
http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_senryaku/expert_meeting/03/pdf/ref_data03.pdf

15-3. 半導体集積回路の回路配置に関する法律

半導体集積回路の回路配置に関する法律 1 条 (目的)
 この法律は、半導体集積回路の回路配置の適正な利用の確保を図るための制度を創設することにより、半導体集積回路の開発を促進し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

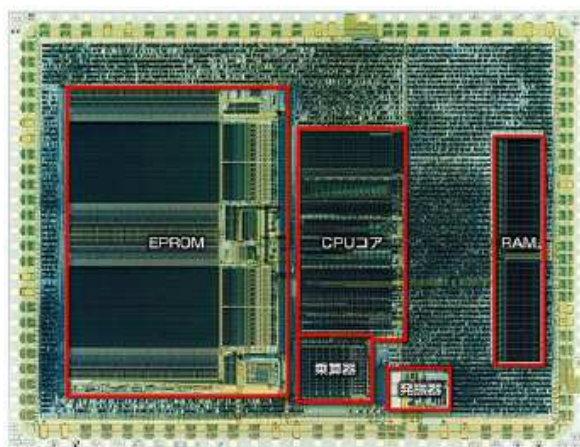
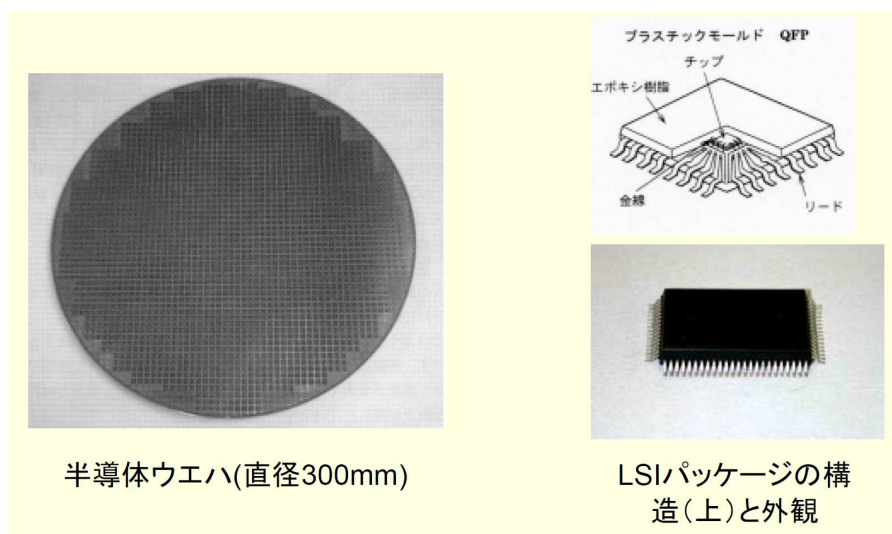


図 74 ルネサス V851 のチップ写真⁵³



半導体ウエハ(直径300mm)

LSIパッケージの構造(上)と外観

図 75 LSI のマクロな姿⁵⁴

半導体集積回路の回路配置に関する法律
 半導体集積回路(チップ)の回路配置(レイアウト)を保護する法律
 ただし、この法律はほとんど利用されていない。

⁵³ 写真はルネサスホームページより。

http://japan.renesas.com/company_info/magazine/2004/vol_0028/

⁵⁴ 立命館大学「電子情報デザイン入門」。

<http://www.ritsumeiji.ac.jp/se/re/fujinolab/Intro-design1/Intro-design0607.pdf>

15-4. 知的財産法の体系

特許法 1 条(目的)

この法律は、**発明の保護及び利用**を図ることにより、発明を奨励し、もって**産業の発達に寄与**することを目的とする。

実用新案法 1 条(目的)

この法律は、物品の形状、構造又は組合せに係る**考案の保護及び利用**を図ることにより、その考案を奨励し、もって**産業の発達に寄与**することを目的とする。

意匠法 1 条(目的)

この法律は、**意匠の保護及び利用**を図ることにより、意匠の創作を奨励し、もって**産業の発達に寄与**することを目的とする。

商標法 1 条(目的)

この法律は、**商標を保護**することにより、商標の使用をする者の**業務上の信用の維持**を図り、もって**産業の発達に寄与**し、あわせて**需要者の利益を保護**することを目的とする。

著作権法 1 条(目的)

この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの**文化的所産の公正な利用**に留意しつつ、**著作者等の権利の保護**を図り、もって**文化の発展に寄与**することを目的とする。

不正競争防止法 1 条(目的)

この法律は、事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって**国民経済の健全な発展に寄与**することを目的とする。

表 3 知的財産法(再掲)

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
②実用新案法	実用新案権	考案	特許庁での登録(無審査)	出願から10年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)
③意匠法	意匠権	意匠 (デザイン)	特許庁での審査・登録	登録から20年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)
④商標法	商標権	商標 (標識・マーク)	特許庁での審査・登録	登録から10年 (更新あり)	指定商品役務についての業としての使用
⑤著作権法	著作権、著作者人格権	著作物	なし	著作者の死後 50年(原則)	利用(複製、公衆送信、翻案等)、改変
⑥不正競争防止法	(特別な名称の権利はない。)	周知表示、営業秘密、ドメイン名等	なし	限定なし	不正競争行為

表 4 知的財産法の分類(再掲)

分類	①産業財産法と著作権法		②創作法と標識法	③権利付与法と行為規整法	
知的財産法	著作権法		創作法	権利付与法	
	(広義) 産業財産法	産業財産法(狭義) 産業財産権法			特許法
					実用新案法
					意匠法
			商標法		
不正競争防止法(一部)		標識法	行為規整法		

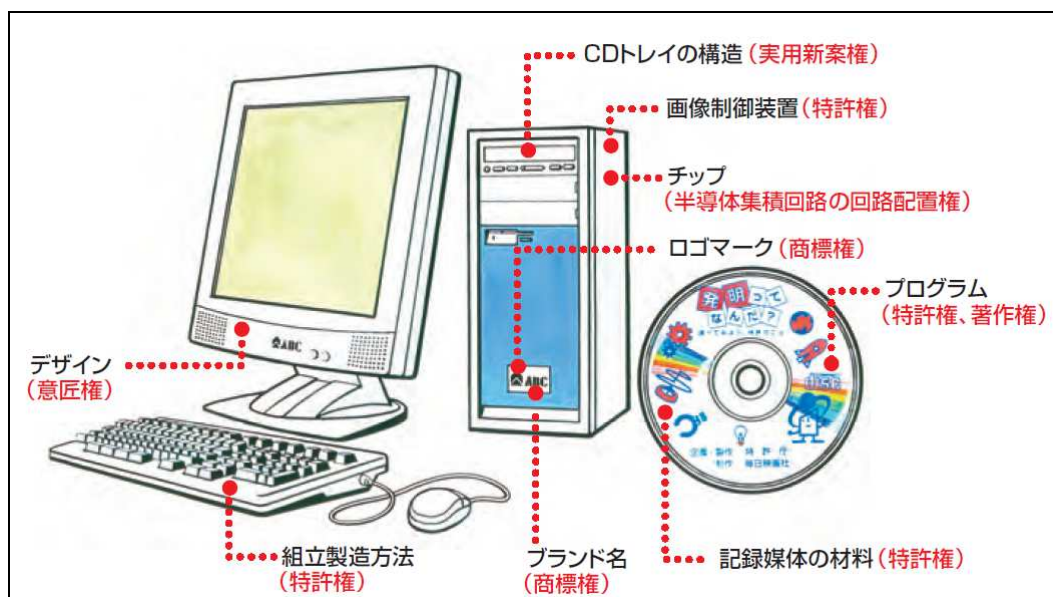


図 76 私たちの身のまわりにある知的財産⁵⁵

⁵⁵ 特許庁『アイデア活かそう未来へ』(2012年)。
<http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/kyouzai/H24aideaikasoumiraie.pdf>

図 77 知的財産(権)⁵⁶

表 5 知的財産関係条約

名称	概要
パリ条約	産業財産権に関する条約
特許協力条約(PCT)	特許の国際出願に関する条約、パリ条約の特別取極
マドリッド協定議定書 (マドリッド・プロトコル)	商標の国際出願に関する条約、パリ条約の特別取極
ハーグ協定の ジュネーブ改正協定	意匠の国際出願に関する条約
ベルヌ条約	著作権に関する条約
ローマ条約	著作隣接権に関する条約
TRIPs 協定	パリ・プラス・アプローチ

⁵⁶ 特許庁『アイデア活かそう未来へ』(2012年)。
<http://www.inpit.go.jp/jinzai/educate/kyouzai/H24aideaikasoumiraie.pdf>

15-5. 学部で学ぶべきポイント

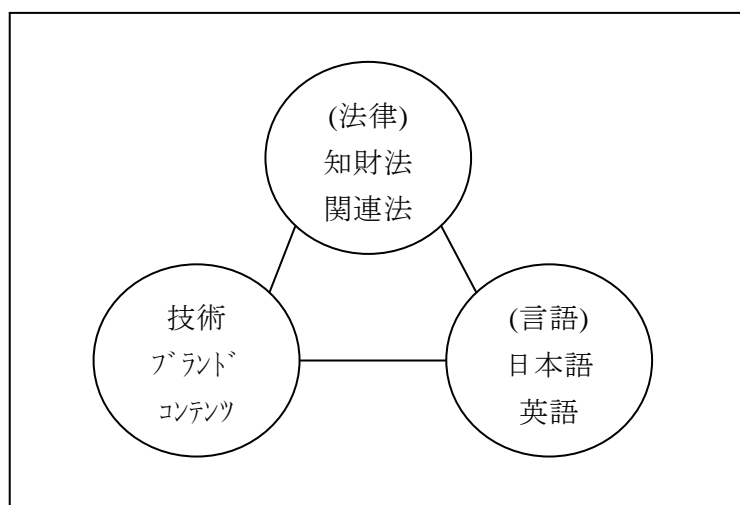


図 78 学部で学ぶべきポイント

学部で学ぶべきポイント

- ①法律
- ②技術・ブランド・コンテンツ
- ③言語

①法律

ルールである。スポーツと同様、知らなければゲームに参加できない。
 ツールである。使いこなすことにより、チームに勝利をもたらすことができる。

②技術・ブランド・コンテンツ

知的財産を活用すべきフィールドである。
 広く知ることも必要であるが、興味のある分野を深く勉強することも重要である。

技 術：特許・実用新案

ブ ラ ン ド：商標・意匠

コ ン テ ン ツ：著作権

③言語

形のない情報である知的財産を正確に表現するために重要である。
 英語はもちろん、日本語についても正確な表現を心がける必要がある。

15-6. 最後に

法律はルールでありツールである。ルールを知らなければゲームに参加できない。同時に、法律をツールとして使いこなすことによって、結果は大きく異なる場合がある。特許庁から拒絶理由通知を受けた場合の対応や他人による侵害行為を止めさせるための方法も、当然一つではない。様々な場面における対処方法の引出しをたくさんもっていれば、場面ごとに最良の結果を得ることができる。スポーツにおける戦略と同じこと。

ただし、弁理士試験を受験する場合は別として、条文をすべて丸暗記するようなことは必要ない。大事なことは、法律がどのような制度から構成されているかを体系的に理解すること。そして、そのような制度について、条文の何条あたりに記載されているかが大まかに分かれば十分。後は、六法を見ればよい。スポーツのルールの詳細について、ルールブックを参照するようなものである。

不正競争防止法、著作権法は別として、実用新案法、意匠法、商標法の基本は特許法である。まず特許法を理解し、その差分として実用新案法、意匠法、商標法を学ぶと理解が早まる。まずは、特許法を徹底的にマスターすること。

法律を好きになってくださいとまではいわないが、少なくとも嫌いにはならないでほしい。知的財産を学ぶにあたって法律は避けては通れない。知的財産権は人工的な権利であって、法律によって発生し、法律によって行使され、法律によって消滅するからである。法律が嫌いになってしまうと、残りの三年半はとてつらいものになってしまう。というわけで法律と付き合うための書籍をいくつか紹介する。



杉光一成『理系のための法学入門』(法学書院・2011年)



弥永真生『法律学習マニュアル』(有斐閣・2009年)



木山泰嗣『最強の法律学習ノート術』(弘文堂・2012年)



吉田利宏『法律を読む技術・学ぶ技術』(ダイヤモンド社・2007年)



吉田利宏『法律を読むセンスの磨き方・伸ばし方』
(ダイヤモンド社・2014年)

また、知的財産法入門書として、以下の書籍を紹介する。



茶園成樹『知的財産法入門』(有斐閣・2013年)



小泉直樹『知的財産法入門』(岩波新書・2010年)

さらに、法律とは関係ないが、以下の書籍も紹介する。



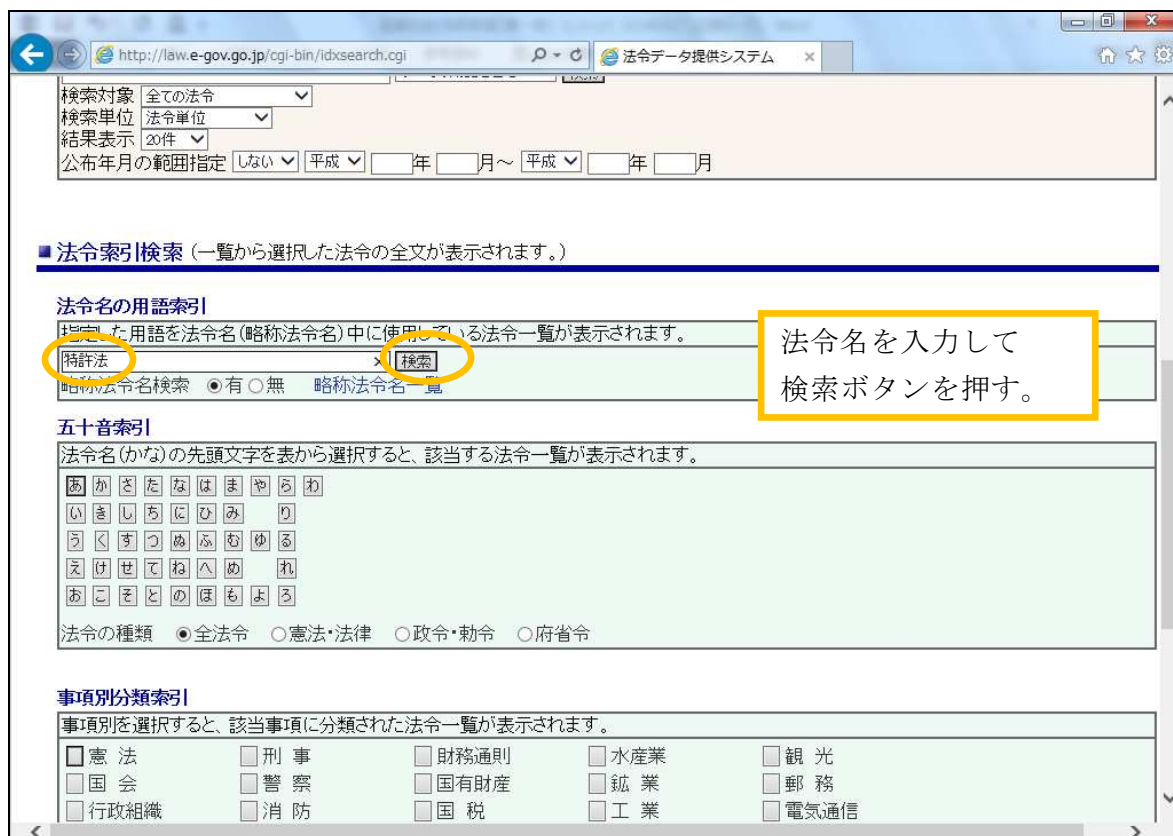
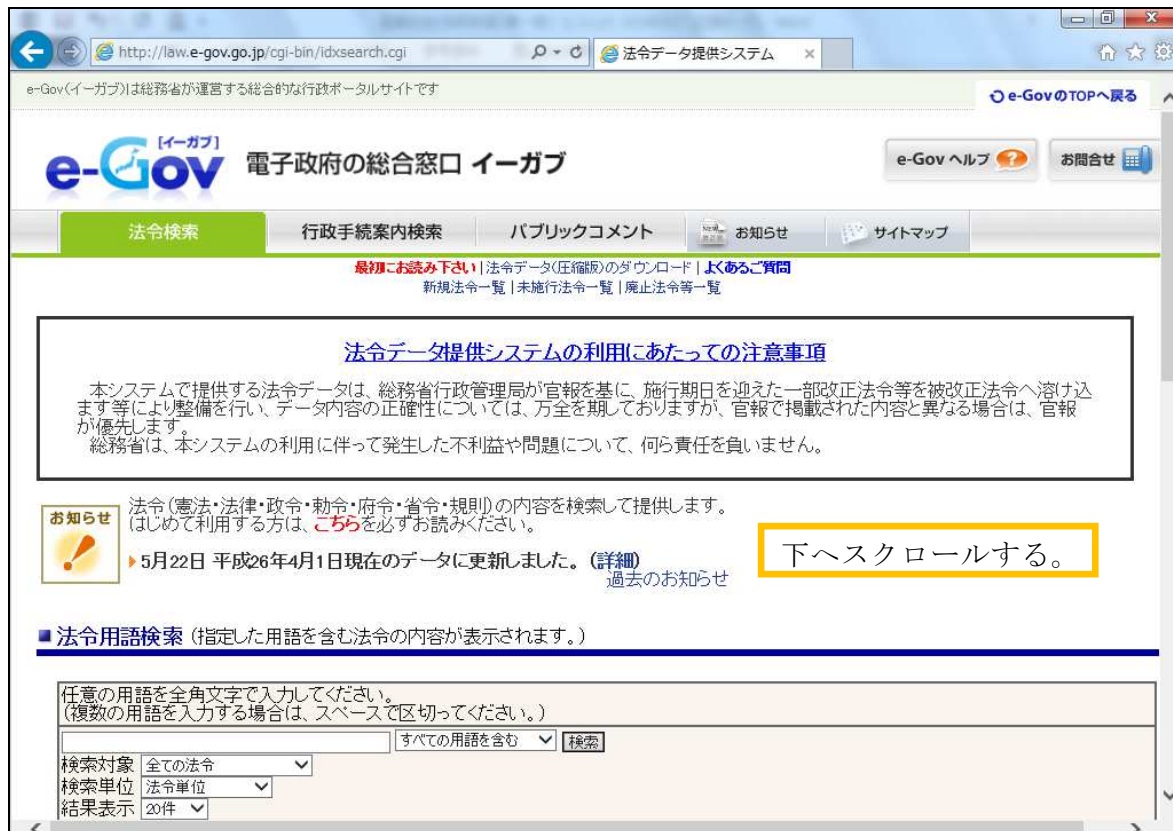
天野明弘=太田勲=野津隆志編『スタディ・スキル入門』
(有斐閣・2008年)



岩上真珠=大槻奈巳編『大学生のためのキャリアデザイン入門』
(有斐閣・2014年)

A. 付録

A-1. 法令の調べ方(一例)



http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 索引検索結果一覧画面

索引検索結果一覧画面

条件指定画面へ

法令名中の用語指定「特許法」(略称:有)

「法令名完全一致」 該当件数 1件
 「略称法令名検索結果」 該当件数 0件
 「法令名検索結果」 該当件数 11件

法令名完全一致 該当件数 1件

1. [特許法\(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号\)](#)

特許法を選択する。

略称法令名検索 該当件数 0件

法令名検索 該当件数 11件

- 特許法施行法(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十二号)
- 特許法施行令(昭和三十五年三月八日政令第十六号)
- 特許法施行規則(昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄(平成二十三年十二月二日政令第三百七十七号)
- 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成七年五月八日政令第二百五号)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_N 特許法

条件指定画面へ 検索結果一覧へ

特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

目次

特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

最終改正:平成二四年五月八日法律第三〇号

第一章 総則(第一条—第二十八条)

第二章 特許及び特許出願(第二十九条—第四十六条の二)

第三章 審査(第四十七条—第六十三条)

第三章の二 出願公開(第六十四条—第六十五条)

第四章 特許権

第一節 特許権(第六十六条—第九十九条)

第二節 権利侵害(第一百条—第一百六条)

第三節 特許料(第一百七条—第一百二十二条の三)

第五章 削除

第六章 審判(第二百一一条—第一百七十条)

第七章 再審(第一百七十一条—第一百七十七条)

他法令を参照している箇所(リンク)をクリックすると、ここにその内容が表示されます。

A-2. 特許公報の調べ方(一例)

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English トップページ ヘルプ一覧 サイト

特許・実用新案 意匠 商標 審判

特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す OR

検索

キーワードを入力して検索ボタンを押す。

お知らせ [予定一覧](#) [更新履歴](#) [リリースノート](#)

リリース 2015/3/23 [特許情報プラットフォーム\(J-PlatPat\)開始のお知らせ](#)

リリース 2015/3/23 [「サービス開始時の注意事項/制限事項について」](#)

おすすめ

公報発行予定表

文献蓄積情報

ご利用に

> 各サー

> マニ

> 利

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

English トップページ ヘルプ一覧 サイト

特許・実用新案 意匠 商標 審判

特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す OR

検索

ヒット件数 **13件** **一覧表示**

一覧表示ボタンを押す。

お知らせ [予定一覧](#) [更新履歴](#) [リリースノート](#)

リリース 2015/3/23 [特許情報プラットフォーム\(J-PlatPat\)開始のお知らせ](#)

おすすめ

公報発行予定表

ご利用に

> 各サー

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

特許・実用新案

特許・実用新案テキスト検索

PDF表示

検索結果 13件

項番	文献番号	発明の名称	筆頭出願人 (登録公報・US和抄は権利者を表示)	発行日	出願番号	出願日
1	特開2014-039539	玉子焼きの製造方法 およびだし汁	株式会社マーケティング・ビジネスシステムズ	2014年03月06日	特願2013-150239	2013年07月19日
2	特開2007-203017	I Hクッキングヒーター用卵焼き器	茨田 陽介	2007年08月16日	特願2006-055486	2006年02月01日
3	特開2003-061833	卵焼き器	久保浦 重廣	2003年03月04日	特願2001-255832	2001年08月27日

特許・実用新案テキスト検索

選択された文献

特開2007-203017

公開特許公報

1 頁 / 3 頁を PDF表示

JP 2007-203017 A 2007.8.16

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 公開特許公報 (A) (11) 特許出願公開番号
特開2007-203017
(2007_203017A)

A-3. 裁判例の調べ方(一例)



裁判所 COURTS IN JAPAN

検索結果一覧表示画面

検索結果一覧表示画面

→各判例について →使い方

総合検索	最高裁判所判例集	高等裁判所判例集	工務裁判所判例集	行政事件裁判例集	労働事件裁判例集	知的財産裁判例集
全判例統合 3件中1~3件を表示 →検索条件指定画面へ戻る						
裁判年月日 降順						
知的財産裁判例	平成9(行ケ)249	特許権	行政訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文
知的財産裁判例	平成12(行ケ)65	特許権	行政訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文
知的財産裁判例	平成18(ネ)3677	著作権	民事訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文

二行目の知的財産裁判例を選択する。

裁判所 COURTS IN JAPAN

検索結果詳細画面

検索結果詳細画面

→各判例について →使い方

総合検索	最高裁判所判例集	高等裁判所判例集	工務裁判所判例集	行政事件裁判例集	労働事件裁判例集	知的財産裁判例集
知的財産裁判例 →検索結果一覧表示画面へ戻る						
事件番号	平成12(行ケ)65					
事件名						
裁判年月日	平成14年04月11日					
裁判所名	東京高等裁判所					
権利種別	特許権					
訴訟類型	行政訴訟					
全文	全文					

全文を選択する。

平成12年(行ケ)第65号審決取消請求事件
 平成14年2月28日口頭弁論終結
 判決

原告	被告	サージカル ナビゲーション テクノロジー アフィリエイトカンパニー オ インコーポレーテッド)
ズ インコーポレーテッド(アン ブ ソファマー ダンネクグループ 訴訟代理人弁理士	伊 藤 武 久 同 藤 田 ア キ ラ 被告 特許庁長官 及 川 耕 造 指定代理人 和 泉 山 等 同 青 山 紘 一 同 大 野 克 人 同 大 橋 良 三	

主 文
 原告の請求を棄却する。
 訴訟費用は原告の負担とする。
 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日
 と定める。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告
 特許庁が平成10年審判18303号事件について平成11年10月8日に
 した審決を取り消す。
 訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告
 原告の請求を棄却する。
 訴訟費用は原告の負担とする。